

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成20年第4回沖縄県議会（11月定例会）

平成20年12月12日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成20年12月12日 金曜日
開 会 午前10時01分
散 会 午後 6 時32分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 乙第16号議案 指定管理者の指定について（沖縄県県民の森）
- 2 乙第17号議案 指定管理者の指定について（沖縄県平和創造の森公園）
- 3 乙第33号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
- 4 乙第34号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 5 陳情第80号、第84号、第135号、第139号、第143号、第146号、第158号、第170号、第171号、第174号、第186号、第194号、第198号、第201号、及び第202号
- 6 閉会中継続審査（調査）について
- 7 視察調査日程について

出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君

委	員	前	島	明	男	君
委	員	仲	宗	根		悟
委	員	当	銘	勝	雄	君
委	員	渡	久	地		修
委	員	上	里	直	司	君
委	員	玉	城			満

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	護	得	久	友	子	さん
農	政	企	画	統	括	監	具	志	保	豊	君
農	漁	村	基	盤	統	括	監	津	波	古	喜
糖	業	農	産	課	長	赤	嶺			勉	君
村	づ	く	り	計	画	課	長	知	念		武
農	地	水	利	画	課	長	小	山	榮		一
森	林	緑	地	課	長	長	間				孝
水		産	課	長	金	城	明	律			君
観	光	商	工	部	長	仲	田	秀	光		君
雇	用	労	政	課	長	比	嘉				徹
(補助答弁者)											
知	事	公	室	基	地	対	策	課	副	参	事
親	川	達	男	君							

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第16号議案、乙第17号議案、乙第33号議案、乙第34号議案の4件、陳情第80号外14件及び閉会中継続審査(調査)についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第16号議案指定管理者の指定について及び乙第17号議案指定管理者の指定についての2件について審査を行います。

なお、ただいまの議決議案2件についての説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議決議案2件について、農林水産部長の説明を求めます。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 平成20年第4回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

それでは議案書その2の32ページ及び33ページをごらんください。32ページの乙第16号議案及び33ページの乙第17号議案について、一括して御説明いたします。

本議案は、沖縄県県民の森及び沖縄県平和創造の森公園の指定管理者を指定するために、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たっては、各公園ごとに募集を行い、沖縄県県民の森及び沖縄県平和創造の森公園に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、候補者の選定を行いました。その結果、沖縄県県民の森については、沖縄北部森林組合が指定管理者の候補者となっております。また、沖縄県平和創造の森公園については、沖縄県森林組合連合会が指定管理者の候補者となっております。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

まず、乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 指定管理者いわゆる以前に指定して、今回2度目ということになるんですかね。先ほど審議会・委員会で議論したということだったんです

けれども、そこで再び同じところにするについての意見とかあったら教えてください。

○護得久友子農林水産部長 前回の指定を受けた後、今回改めて公募しております。その中で改めて審査をして今回、前回の応募者ということで選定されております。

○渡久地修委員 具体的に聞きますけれども、公募に応じたのは幾つあって、そしてどういう基準でここが選定されたのか、そしてこの間の指定管理者についての指定管理者制度運用委員会での、指摘とか改善すべき点はなかったのかとか、いろいろあったと思うんです、そういったところがあったら教えてもらえませんか。

○長間孝森林緑地課長 県民の森につきましては4団体の応募がございまして、一応は指定管理者制度運用委員会の中で選定されております。特にこの委員会に当たっては、運用指針によりまして、審査の視点としまして、事業継続の的確性、それから効率性ということでコストの縮減につながっているのか、それからサービスの向上ということで効率性はどうか、それから稼働率や集客等についてどうなっているかと、それから適切な事業計画になっているのか、こういうものを中心に指定管理者制度運用委員会のほうで議論されております。

○渡久地修委員 4つの団体だったら、せめて団体名とどういう基準で、そして点数つけていると思うんですよね、何点でこういったところがここはすぐれているのでここに選びましたとか、そういったのを丁寧に説明してもらわないと、指定管理者制度運用委員会で行いましたから大丈夫ですということではなくて、その中身をちゃんと教えてもらえませんか。

○長間孝森林緑地課長 応募がございましたのは沖縄北部森林組合、沖縄県緑化種苗協同組合、県民の森指定管理事業特定管理共同企業体、新報警備保障総合ビル管理株式会社、以上の4社でございました。そして選定基準でございまして、まず1つ目には県民の森の問題・課題等とその対策に関するものを基準にしています。2点目に県民の公平な利用を確保できるもの、それから県民の森の効用を最大限に発揮させるもの、4点目に効果的・効率的な管理がなされるもの、5点目に事業計画に沿った管理を安定して行える物的・人的能

力を有するもの、6点目に以上のほか県民の森の設置目的を達成するために十分な能力を有するものということで、それぞれ560点満点で審査しまして、結果として1位が沖縄北部森林組合が343点でトップになっております。

○渡久地修委員 2位、3位、4位の点数を教えてください。

○長間孝森林緑地課長 応募4社のうち、新報警備保障総合ビル管理株式会社は一次のほうで不適合になっております。というのは必須人員が不足していたために失格となりまして、3社のほうが最終選考に入っております。1位が沖縄北部森林組合343点、2位が沖縄県緑化種苗協同組合295点、県民の森指定管理事業特定管理共同企業体が209点となっております。

○渡久地修委員 それと沖縄北部森林組合というのはどういう構成というか、森林組合法の第27条1項から5項までありますね、その中で組合員数に該当するのかわかりますか。

○長間孝森林緑地課長 沖縄北部森林組合について説明します。沖縄北部森林組合は森林組合法第79条の規定に基づき昭和49年に沖縄県知事が設立を認可した団体でございます。同組合は組合員に関する指導、購買事業のほか、森林整備事業や森林病虫害の防除、シイタケと林産物の販売、森林通流等の事業に取り組んでいる団体でございます。組合員数でございますけれども、正組合員、准組合員、合わせて171名になっております。

○渡久地修委員 正組合員が何名で准組合員が何名ですか。

○長間孝森林緑地課長 正組合員が76人、准組合員が95人、計171人でございます。

○渡久地修委員 正組合員と准組合員の違い、それとこの組合の経営状況がどういう経営状況なのか教えてください。

○長間孝森林緑地課長 正組合員と准組合員の違いは森林を所有しているもの、これは一応正組合員のほうになります。それから准組合員というのは、森林は所有してないんだけど、こういう林業に携わっていると、それに賛同するものが准組合員でございます。それから経営状況でございますけれども、

沖縄北部森林組合の場合、指導事業、販売事業、それから森林整備事業、利用事業、購買事業等、行っておりまして、事業収入が3億6322万5000円、費用が3億1490万9000円となっております。

○渡久地修委員 黒字経営ということなんですか。

○長間孝森林緑地課長 はい、黒字経営でございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 指定管理者の指定についてでありますけれども、公の施設が直営なのか指定管理者委託なのかということを選択するわけなんですよ。前回、指定管理者だったから今回もということは流れではわかるんですけども、前回の総括がないとやっぱりなぜ指定管理者にしたのかということについて、前回の総括を踏まえて、なぜ今回も指定管理者にしたのかということについてお聞かせください。

○長間孝森林緑地課長 前回、指定管理者制度というのがスタートしましたけれども、今回も一応公募しまして、指定管理者制度を導入しています。考え方につきましては、1つ目には民間と競合する施設で、施設使用料等の収入で管理運営費が賄えること等と考えられる施設については原則として県は管理運営費を負担しないということ。それから施設利用料金のみで運営が賄えないということについては県が負担することということを考えまして、県の経費節減等も含めて、指定管理者制度を今回も導入しております。

○上里直司委員 指定についてというか、その前の段階の判断を聞かないといけないと思って今質疑しましたけれども、じゃあその経費節減とおっしゃっていますけれども、どれだけ経費節減できたんですか、そしてどれだけ公の管理よりも指定管理者にしたほうが、この施設の運用がうまくいったという説明をしていただけますか。

○長間孝森林緑地課長 この制度はスタートしたばかりで、実際どれぐらい経費節減になったということについては、まだはっきりしたことはございませんけれども、一応沖縄北部森林組合においては、施設利用料ということで平成19

年度、323万6410円、これは自転車の貸し賃料とかキャンプ場の使用料とか、そういう部分の収入を入れまして、323万6000円、これは指定管理者の努力で収益を上げてその分県の負担のほうが軽くなっているという状況でございます。

○上里直司委員 その323万6000円というのは指定管理者導入前と比べてこれだけ収益が上がったということですか。

○長間孝森林緑地課長 この施設利用料金について従前から徴収しておりましたけれども、今細かいデータは持っていないんですけれども、指定管理者の努力によって一応は成果が上がっていると考えております。

○上里直司委員 従前、皆さんがやっていたときには、指定管理者の前年度の、前に幾らあって、使用料がどれだけふえたのか。

○具志保豊農政企画統括監 経緯を申し上げればもともと県が管理しているときも外部委託しているんですよ。そして地方自治法の改正があって指定管理者制度ができて、その後指定管理者になったと、もともとはそこに管理委託していたと。

○上里直司委員 だからどう変わったかと聞いているわけですよ。

○長間孝森林緑地課長 施設利用料金の推移でございますけれども、指定管理委託前の平成14年が294万9250円、平成15年が280万8390円、平成16年が305万9240円、平成17年度が375万460円、指定管理後の平成18年度になりますと、385万820円、平成19年度が323万6410円ということで指定管理者制度になって一応成果は上がっていると思っております。

○上里直司委員 収益的なその効果ということについて、今説明があって今理解いたしました。それで、こう見ると利用者がふえたのかとお聞きしたいんですよ。そして私がいただいた資料で平成18年度と平成19年度の実績を見ますと、収益にも比例するかと思うんですけれども、平成18年度の総利用者が20万4195人、平成19年度が18万3020人、このように利用者が減っているということについて、これ2年しか比較していないのでそのほかにもあるかと思いますが、その辺を少し説明していただけますか。

○長間孝森林緑地課長 平成18年度の入場者に比べて平成19年度が減っておりますけれども、1点目には平成18年度は7月から8月にかけて非常に県内は大雨が降った時期で通常でしたら夏休み期間中で入場者がふえるところですが、7月に65ミリ、8月に289ミリ、雨が降っているんですけども、平成19年度は7月に前年度の65ミリに対して283ミリ、それから8月には前年度が289ミリに対して平成19年度が487ミリの雨が降っております。また特に平成19年度の8月というのは一月のうち雨の日が8日間もあったということで、夏休み期間中雨が多かったせいで入場者が少し減ったのではないかと考えております。

○上里直司委員 最後になりますけれども、今回の指定管理者の選定というのは2回目になるんですよ。指定管理者制度が導入されてから初めての更新というか機会なんですよ。次にも指定管理者の指定が出てくるんですけども、どうもやっぱり従前の管理者が選定の結果というのは当然いいわけなんですよ。その実績というかこの組合の皆さんはずっと管理しているわけなんですよ。だからある程度選定の過程の中で他の応募者に対してある程度色づけるというか、ポイントをプラスしないと太刀打ちできないんじゃないかと思うんですよ。そしてずっとこの管理者になってしまうような状況が生まれてしまいかねないので、その選定の過程については少しそのことも検討に入れていただきたいということで、これがこの事業者がいいとか悪いとかではなくて、そういうのが必要んじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 ただいまの意見につきましては基本的には総務部人事課の所管になると思いますので、その辺にこういう意見があったということ伝えていきたいと思っております。

○上里直司委員 あともう一点だけ。これは意見だけなんですけれども、森林組合のほうには補助金というか県の補助事業ということでも関連してる団体ですよ。そういう事業体が結局また公の施設を管理すると、そして公金支出する団体がある程度固まっていて、その民間の皆さんとか新たに参入する皆さんが入れなくなるようなシステムになりかねないのではないかと気がして、そういう話をしているわけなんですよ。そのことも総務部のほうでしか把握できないというのであれば少しそのことも提言ということで出していきたいということで終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 2点ほど聞かせてもらいたいんですが、1つは予算の単年度の原則ということからしますと、数年にかけての指定管理ということになってますね。これは原則として地方自治法の改正か何かで担保されているんですか。

○長間孝森林緑地課長 今回は3年間でございますけれども、債務負担行為を今度総務企画委員会のほうで、議案の承認がいるということになっております。

○座喜味一幸委員 それからこれは毎年度、毎年度入札かするんですか。

○長間孝森林緑地課長 これは3カ年ごとに一応公募かけまして、公募期間60日間、これはホームページ等も含めて公募しまして応募者の中から指定管理者制度運用委員会のほうで論議して選定していくと、要するに3年間ごとに行うとなっております。

○座喜味一幸委員 この3カ年間は決まった業者でいくわけですよ。3年契約ですよ。それで結構指定管理者制度も大変効率も出ているところもあるんですが、経費負担の面で先ほども出たように、干ばつもあれば、台風もあれば、大雨もあるというようなことで、その年度においても大きな経費の増減があると思うんですが、その辺の増減等についての対応はどうなっているのか。実は受けたのはいいけれども年によってはもうギブアップというような声もあって、その辺のめり張りのある対応がされているかを伺いたいと思います。

○長間孝森林緑地課長 基本的には事業計画を提出しまして、事業計画に基づく事業を実施するのが基本となっております。当然ながら台風とか、雨とか気象等の影響によって業務がふえたりするということもございますけれども、その分は指定管理の指定料金の範囲内でするようにということで定めております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 森林組合は全部で幾つあるんですか。

○長間孝森林緑地課長 沖縄県森林組合連合会も含めて全部で5つでございます。

○当銘勝雄委員 国頭村森林組合というのがありますよね、そこは、ここでは4団体ですが、ここには応募していないですよね。

○長間孝森林緑地課長 応募しておりません。

○当銘勝雄委員 森林組合といったら応募するものですが、何か遠いということですか。

○長間孝森林緑地課長 一応国頭村森林組合は国頭村を管轄する、要するに単独村での、村での森林組合でございます。それから沖縄北部森林組合は国頭村を除く8市町村、恩納村以北の市町村で構成する組合になっております。そういう関係で国頭村は応募がなかったのではないかと考えております。

○当銘勝雄委員 さっき上里委員からも質疑がありましたが、要するに管理運営することによって利用率が上がったのはわかるんですが、例えば全体としての収支、これは委託管理をさせていたということなんですが、例えば委託費プラス本庁がかかわった費用をプラスして、今の指定管理委託料で比較できるわけでしょう。例えば今3年間だから平成16年との比較ができるわけでしょう。そこら辺はどうなんですか。

○長間孝森林緑地課長 指定管理前と指定管理後の比較でございますけれども、人件費を除いた管理費で申し上げますと、平成15年度が1015万8946円、平成16年度が1197万7937円、平成17年後が1033万5740円となっております。指定管理後の平成18年度が985万3687円、平成19年度が900万6758円と減少しています。

○当銘勝雄委員 それで指定管理に関してよかったということによろしいと思いますが、ただそこで気をつけなければいけないのが、だんだんと指定管理料が下がっていく、これが何に問題が出てくるかという、例えば収益であると

か、そこを雇う労賃であるとか、これがどんどん安くなっていくということが出てくるんですよ。そうしないと結局自活できないという形になると非常に問題が出てくるんですが、これは2回目ですからそんなにまでしてやった場合に、次の更新とかいう場合にいろいろと問題が出てくると思うんですが、そこら辺は今気づいているのありますか。

○長間孝森林緑地課長 基本的には事業計画の審査の段階で必須人員、それから事業料についても一応はチェックしておりますので、現在賃金等が低くなったとかそういうことは聞いておりません。

○当銘勝雄委員 最終的に人件費の勝負になってくるんですよ。ですからそこはやっぱり、私もその委託者になったことがあるのでわかるわけですが、そこら辺は気をつけないといけないものです。そこで話はまた別に変りますが、自主事業というのがありますよね、当然自主事業は出てきます。自主事業時の施設使用料は入っていますか。

○長間孝森林緑地課長 実施事業におきましては、施設使用料金等は徴収しておりません。

○当銘勝雄委員 そういう意味ではなくて、今沖縄北部森林組合が県に対して施設使用料払っているのかということです。例えばそこに販売機とか置くでしょう、この電気料とか使用料など払っているのかということです。

○長間孝森林緑地課長 自主的な使用料、要するに飲み物代、キャンプ場使用料等については事業計画を提出する段階でこれぐらいの収入を上げるという部分で、それを含めた収入で事業運営をしていくということで県に納めるということとはございません。

○当銘勝雄委員 これは気をつけておかないといけないと思いますのは、これは納めないといけないはずですよ。これは要するにこういうことで委託管理しますよということでやるわけですけども、そこで主催事業をやる場合に、例えばそこで大きなコンサートをやったとしますね、たくさん人を集めて。これはかなり収益が上がってきますよ。そしてそのときにそこで使った電気料とか一切払わずに主催事業となると問題になるんですよ。ですから私が言うのは主催事業のときの使用料というのは払う必要があるのではないかとということです。

よ。それは今後そういう意味で検討したほうがいいのではないかと思います。たくさん出ておりますが、中身までは見る必要ありませんので言いませんが、以上です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 この沖縄北部森林組合、ほかにもそういう指定管理をやっているものがありますか。

○長間孝森林緑地課長 ほかにもやっているということは聞いておりません。

○瑞慶覧功委員 管理が事業なんですけれども、いろんなイベント等ありますね、そこはどうなっているんですか。

○長間孝森林緑地課長 基本的には自主事業というのは緑化教室とかグランドゴルフ、パークゴルフ大会であるとか、それから児童生徒を集めた自然学習等そういう自主事業を取り組んでおります。

○瑞慶覧功委員 これも森林組合のほうでですか。

○長間孝森林緑地課長 そうです。

○瑞慶覧功委員 それと、この資料きのういただいたんですけれども、いつも感じるんですけれども、ちょっと1日では余りにも急すぎて目を通す時間がほとんどないんですよ。これ全般に言えることではあるんですけれども、もっと早目にそういった関連する資料はいただきたいと、皆さんそういうふう感じていると思いますので、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 先ほど当銘委員がおっしゃったことがあるんですけれども、普通市町村の劇場を指定管理者にやるときには、指定管理料というのはもともと満額渡らないんですよ。満額渡らないから自主事業をしてどうにか運営できる

ようにやるというのが、本来の指定管理の予算の振り分け方なんですよね。その中でまた県に電気料を納めるとかそういうことになってくると、もともとの指定管理を受けたときのその事業の企画書みたいなものが相当複雑になってくるんですね。だから私は自主事業をどんどんやってもらってそこで上げてもらって、そこでもう少し活性化させてもらおうというのが本来の指定管理者のあれなので、森林組合はその分まで入って、これは受けているわけですよ。

○長間孝森林緑地課長 委託料について自主事業を行った場合でも、これは委託料の範囲内で行うという制度になっております。またそこで得た収益については指定管理者の収入となっております。当然ながらこういう収入が恒常的に成績が上がってくると、翌年度の指定管理料が減少していくという部分で事業者、それから県にとってもメリットがあるということが言われております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 これ指定管理はするんですけれども、乙第16号議案も含めてそうなんですけれども、例えば公園ですね、県民の森、平和公園ありますよね、ここで例えばけがしたり何かあるとき、保険がありますよね、これは県の今までの保険でいいんですか、指定管理が持つんですか。

○長間孝森林緑地課長 これは指定管理者のほうの負担になるとなっております。

○中川京貴委員 要するに、もしここで人命にかかわるようなトラブルが発生したときにこの補償は指定管理者が持つ、そのための保険も入っているということに理解していいんですか。

○長間孝森林緑地課長 一応、平和創造の森公園の場合、保険料ということで約年間28万2000円管理しております。

○中川京貴委員 確認です。トラブルが発生したときにはあくまでも県は関係なく指定管理の責任でやるということで理解していいですか。

○長間孝森林緑地課長 はい、そういうことでございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 さっきの乙第16号議案とも関連するんですが、これは乙第17号議案もやっぱり主催事業、自主事業というのはあるわけなので、さっきちょっとおかしい答弁があったんだが、そうではないと思うよ。やっぱり主催事業と委託管理料というのは分けて考えていかないといけないですよ。たくさん主催事業やったからもうけたから、じゃあ下げてよろしいですよということにならないですよ。これはこれです、あくまでも主催事業というのはその団体の主催事業であって、そういうふうには考えないといけないと思いますよ、どうですか。

○長間孝森林緑地課長 基本的には指定管理者の努力、それからサービス向上等、そういう部分によって収益を上げたというのは、やはり民間の活力を活用してこの施設の有効利用を図るという観点からも、努力した分については指定管理者の収益になるというシステムになっております。

○当銘勝雄委員 今後そういうものについてはきちんと分けて、そしてできるだけこの団体をより活用する方向で、年間最低このぐらいはやってほしいというものは企画の中に折り込んで見積もりしてもらおうと、こういうふうにやってくださいよ。

○護得久友子農林水産部長 指定管理者制度というのは、やはり民間の活力を利用するということでありますので、それについても公園の管理という初期の目的がございまして、やはり自主事業についてもそういった目的の範囲の中でやっていただくということで県は指導しております。その中でしっかりいろいろアイディアを出して利用を上げていただければ、大変うれしいと考えてお

ります。

○当銘勝雄委員　そこで今認識をしてもらいたいと思うのは、これ指定管理者制度というのは、管理だけではないんですよね、運営も含むということですから、管理と管理運営は違うということは認識していますか。

○長間孝森林緑地課長　施設の適正な管理を行うと共に事業計画に乗った運営、それからこういうことをするのも、この事業計画の中で具体的に示されておりますので、その範囲内で事業を実施していくように選定してまた指定管理者に対しても指導していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員　いわゆる乙第17号議案が、さっきの質疑と全く同じのから始まるんですけども、幾つの団体が応募してどういう点数でやったというのを教えてください。森林緑地課長、何度もやらないで最初でちゃんと丁寧に説明していただければありがたいと思います。

○長間孝森林緑地課長　沖縄県平和創造の森公園につきましては2つの団体から応募がございました。1つは糸満市緑化振興協同組合、2つ目が沖縄県森林組合連合会、この2者でございます。その結果、選定基準、先ほども申し上げましたけれども、沖縄県平和創造の森公園から問題・課題等とその対策に関すること、それから県民の公平な利用を確保できるもの、公園の効用を最大限に発揮されるもの、それから効果的・効率的な管理がなされるもの、それから事業計画書に沿った管理を安定して行える物的・人的能力を有するもの、以上のほか、公園の設置目的を達成するために十分な能力を有するものとして満点が600点でございます。選定1位が沖縄県森林組合連合会262点、2位糸満市緑化振興協同組合212点となっております、1位の沖縄県森林組合連合会のほうを指定管理者候補としております。

○渡久地修委員　ちょっと今理解に苦しんでいるんですけども、600点満点で262点、2つの中ではこっちは上だけれども、満点からするとこれは適当なんですか、どうなんだろう。一番いいのは600点いくわけ、半分にもいかない、ちょっとその辺もう少し丁寧に、余りわからないんですけども。

○長間孝森林緑地課長 今回の選定に関しましては、指定管理者制度運用委員会、この趣旨に基づきまして、4名の民間の委員—これは学識経験者、財務に精通する者、それから施設の機能または管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者、それから施設の利用団体を代表する者、この4者の委員会によりまして審査した結果、このような結果になっております。

○渡久地修委員 だから審査した結果そうになっているのはわかっている、262点というのは。だから県が設定した600点にはるか及ばない。1位であることは事実だけれども、県が設定した理想にほとんど遠いところになっているという認識なんですか。農林水産部長、どんなね、600点満点の262点。これは国庫だったらもう一回やり直しとかになるよ。ちょっと余りにもずさん過ぎないかね。

○長間孝森林緑地課長 指定管理者制度運用委員会の運用指針によりますと、点数付与後の選定に当たっては全項目の合計得点数を提案金額で除した値が最も高い事業計画を提案する者を選定するとなっております。また提案額も点数化し、全項目の合計得点数が最も高い事業計画を提案するものを選定するとなっております。

○渡久地修委員 非常に複雑な質疑なんだけれども、とにかく県民がわかりやすく600点満点で262点のところは、皆さん指定して妥当と思うんですかということなんですよ、それ妥当なのと。半分にも満たない、私は入札では絶対にあり得ないと思う。これちゃんとした品質を確保するという目的がありますよね。農林水産部長、その辺どうですか。600点満点で262点で、これが一番高いところですよ。当然高いからとっているのであって、半分もいっていないのよ。そうであればもう一度事業計画をやり直させてやるとか、いろいろなものがあるはずなんですよ。農林水産部長どうですか、さっきの説明ではいろいろ言っているけれども、とにかくわかりやすく、600点満点のものが262点でいいのか、それだけなのよ。

○護得久友子農林水産部長 やはり600点満点で半分もいかないというのは、少し低いかと思っております。ただ、応募する組織がほとんど少ないという中で、森林組合、今回これだけの点数なんですけど、やはり組織の問題とか大変厳しい状況があると思います。その中であえて指定管理を受けていただいている

ということで、その辺は前回も管理をやっていただいて、また努力して入場者もふえている状況でございます。また指定管理をやる前と管理後も公園について今のところ特に大きなマイナスとか問題は起こっておりませんので、点数は低いんですが、十分委託管理していただけるのではないかと考えております。

○**渡久地修委員** 私は今の説明納得できないんだけど、前回同じ指定管理者を指定した。皆さんはあれ妥当だと思っておりますか。今回も262点で妥当だと思っておりますか。

○**長間孝森林緑地課長** 過去3カ年の運営状況を見て、効果的、効率的な管理及び県民の公平な利用の確保ができるということから、応募のあった2社のうち得点の高いほうが妥当だと考えております。

○**渡久地修委員** 率直に聞きますけれども、皆さん前回同じところで指定していますよね。この監査で指摘されていますね、平成18年度包括外部監査結果報告書。この中でどんなことがやられているかという意見の中で、要するに決算書類もきちんとやられていないということが指摘されていますよね、117ページ。その結果、貸借対照表上の退職給与引当金残高に計上不足があり、これを適正な額に修正した場合には、単年度会計で欠損になることが判明したと書いて、意見の中で、指定管理者になろうとする団体の財務状況の健全性は、指定管理の安定性・継続性の観点から選定要件の1つとされており、仮に、当該施設の指定管理者選定の際、沖縄県森林組合連合会より適正な会計処理に基づく正しい内容の決算書が提出されていれば、選定委員会での選定結果に影響が生じていたかもしれない。選定されなかったかもしれないとこの包括外部監査は前回も意見を言っているんですよ。だから皆さんはそれについて今度、厳格に本当に審査したの。前回もこんなふうに監査から指摘されて影響出ていたかもしれないよと。それで、私は今度聞いているんですよ。それで、600点満点でこの262点でいいのということ。本当に厳正にやったんですかと。教えてください。

○**護得久友子農林水産部長** 改めて今回の指定管理に当たっても、他の申し込みの方々と公平な形で審査を最初からやり直しておりますので、外部の委員も含めて4名の委員の方々とやっていただいておりますので、その辺について県は一切資料提供とかはちゃんと委員から求められるような形で公平に提供しておりますので、公平な審査がなされたと考えております。

○渡久地修委員 農林水産部長、この包括外部監査の指摘はどう受けとめているんですか。それは当然読んでいると思うんですけど。

○護得久友子農林水産部長 その辺は本当に重く受けとめて、今後そういった形での指導をしていきたいと考えております。

○渡久地修委員 玉城ノブ子委員長、もうこれはとっくに過ぎているんだけど、それでこのきょうもらった資料に、森林組合の報酬とか給料とかありますね。そこの役員というのは県を退職した人がいつているんですか、そこの常勤理事とかその辺。どこから来たかというのを教えていただけますか。

○長間孝森林緑地課長 沖縄県森林組合連合会の会長は、沖縄北部森林組合の組合長である島袋吉和氏でございます。島袋会長は名護市の市長も兼ねております。そして沖縄県森林組合連合会の専務は、沖縄県を退職した職員が一人採用されております。

○渡久地修委員 それで、この包括外部監査で一応これは公共的団体けれども、私的法人と、しかし経営実態から見れば、沖縄県森林組合連合会の実施している事業のほとんどが国、県からの受託事業である点、出資や出向がないとはいえ、常勤理事が県の退職者である点、そのほかにも非常勤理事に県のOBや関係市町村のOB等が占めている点などを考慮すれば、極めて県や市町村と密接な結びつきのある団体であるということを指摘していますね。そして何て言っているかという、県は指定管理者選定の適正性の確保の観点からも当該施設管理の安定性・継続性の確保の観点からも、同連合会に対する指導監督を適切に果たすことが必要であり、沖縄県森林組合連合会が県退職職員の受け皿となっているということで、選定審査や指導監督が甘くなるようなことがあるとすれば許されないと指摘しているわけよ。だからこの指摘を読んで私はさっきの600点満点の点数が262点になったら、これから見たらおのずとこれはこの包括外部監査の指摘が今度も生かされたのかという感じがするんですけども、その辺は農林水産部長、どんなですか。

○護得久友子農林水産部長 やはり審査については委員のほうでやっておりますので、審査については公平にされていると考えております。

○渡久地修委員 もう次の質疑やりますけれども、とにかく私はどうもこの包括外部監査の指摘も甘いのではないかと。点数から見るとこういう監査が指摘せざるを得ないのも理解できるような気がする。それと、もう最後に入りますけれども、先ほどいろんな事業実施の件で、この指定管理を受けたところがいろんな事業やりますね。そしてこの監査が平成18年度のやった時点で計画書どおり未実施のものがあるということが指摘されているし、それから監査時点では一部を除き具体的な進展が見られないということが書かれているんだけど、県の所管課は毎月沖縄県森林組合連合会の事業報告を受けて、事業の進捗状況をモニタリングしていくことになっていると。しかしこのモニタリングを適切に実施しないと指定管理者制度で十分生かされない。県は適切にこれを実施して沖縄県森林組合連合会と協議して適切な管理がなされるようにすべきであるという点では、これは県の所管課への大きな注文ですよ。その点ではやっぱり皆さん方もこの包括外部監査の意見を読む限り、これは今までの皆さんの指導が適切だったかどうかというのは問われていると思うんですけれども、その辺はどう受けとめていますか。

○長間孝森林緑地課長 モニタリングにつきまして、今度新しく指定管理の運用趣旨のほうが策定されましたので、これに基づきまして毎月の報告もごさいますけれども、その管理業務も、それから利用状況、苦情等の内容、その対応状況とか料金の収支状況等を確認し、サービスが事業計画等を踏まえたものになっているのか等を確認していきたいと思っております。それから月報、上半期ごとの報告、年次報告を指定管理者から提出させまして、翌年度当初には指定管理者制度運用委員会において検証した上、総務部人事課において実施結果を公表するというようになっておりますので、このように指導してまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 ぜひ先ほどの600点満点の262点がちょっと腑に落ちないんですけども、農林水産部長、ぜひこういった指摘、監査の指摘等を踏まえてやっぱり県民への説明責任をきちんとするというのと、県の責任はきちんと遂行していくということで、最後に農林水産部長の意見を聞きたいということ、この600点満点の選定結果の資料、糸満市緑化振興協同組合と、そこの点数の審査一覧表があると思いますので、全員に参考資料としてぜひ提出していただきたいと思って、最後農林水産部長の意見を聞いて私は終わります。

○護得久友子農林水産部長 やはり指定管理者制度ということで委託している

わけなんですけれども、今の監査の指摘の内容も踏まえて、しっかりその辺は管理とか運営について指導していきたいと思いますし、森林、公園を県民に広く利用できるような形にしていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 この事業者の管理運営業務に携わっている人数を教えてくださいませんか。

○長間孝森林緑地課長 雇用状況でございますけれども、現場のほうで男3名、女3名となっております。

○上里直司委員 この中に役員という職種、責任を果たしている方は何名いらっしゃるんですか。

○長間孝森林緑地課長 責任を果たしているのは、専務理事それから公園のほうには責任者の方を常に常駐させております。

○上里直司委員 この6人のうち1人が役員ということですか。

○長間孝森林緑地課長 役員は、沖縄県森林組合連合会事務所の方に総括しておりまして6人のうち1人が事務所に常駐して管理運営の責任を負っているという状況でございます。

○上里直司委員 そうすると、この管理運営業務に携わる中で収支の状況が出ていますけれども、この役員報酬というのはこの管理運営業務をするに当たっての役員報酬ということで、だれに支払われているんですか。この責任者に払われているんですか、それとも専務理事に払われているんですか。

○長間孝森林緑地課長 役員の報酬につきましては、専務理事のほうに支払われております。

○上里直司委員 この役員報酬も含めた形で委託料というのは含まれているんですよね。そういう意味ではさっき会計のお話とか出てきましたけれども、業

務に携わっている人が役員の報酬を受け取るならわかるんですよ。事務所長であるとか、専務理事ということは県森林組合連合会の中でお仕事をされている方ですよ。その方にあえて30万円役員報酬をつけ加えて支出することについて、支出の管理委託のあり方からして正しいんですか。

○長間孝森林緑地課長 専務理事という職は沖縄県森林組合連合会の事業全般における責任者でございます、事業計画の策定、それから事業計画等の調整、例えば沖縄県平和創造の森公園に関する分についての調整等も行っておりますので、役員報酬として一応認められているという状況でございます。

○上里直司委員 私はそれは給料の二重取りのような感じがしますよ。専務理事というのはこの事業も含めてというか、全体的にこの責任を果たす方がいられているわけですよ、それにあえて役員報酬をつけ加えてという形は委託のあり方からしたら想定できないという感じがしております。そこで、そこは皆さん正しいと言うんですよ。私は正しくないと思っております。そこは見解が違おうと思うので次に進みたいんですけども、乙第16号議案でも役員報酬が支出されているんですよ。そういう役員報酬のあり方というのは、本当にここだけの話ではなくて指定管理者のあり方として、または森林組合の補助金の支出の仕方について正しいんですか。2つのこの森林組合、同じような形で支出されているから聞いているんですよ。

○長間孝森林緑地課長 役員報酬というのは基本的には当然ながら常務の月額報酬がございましてけれども、この月額報酬の一部にこの県民の森からも回すということで、要するに沖縄県森林組合連合会全体の中での一部が指定管理業務の中から支払われているという状況でございます。

○上里直司委員 皆さんそうやって正しいから正しいという説明なんですけれども、聞いてて余り納得できないですよ。森林組合はもちろんこの事業をやっているという立場、指定管理者だけれどもみずから応募しているわけですよ。その自分の事業に採算が合うとか、そういうすべてのことをかんがみて受けているわけですから、そこに盛り込ませている。そしてその収支状況の報告を受けているのに皆さん方がこれは正しいというのは、やっぱり、見解が違いますけれども、私はおかしいと思っております。もう一つ、さっきの乙第16号議案にも共通してございますけれども、指定管理者の皆さん方からこの事業の実績等々について、公園管理についての要望が出されているわけですね。

特にこのところは、マヤーガマへ平和学習に係る修学旅行の団体が増加傾向にあると。そして平成18年のときも述べているし、平成19年のときも述べているんですよ。そしてここに付け加えているのは、要するに危険だから何とかしてくださいと。対処すべきだということを書いてあるんだけど、この辺は皆さん方は要望を受けて改善したんですか。

○長間孝森林緑地課長 マヤーガマの利用につきましては、ここは自然状況の中で残っておりますので、入口のほうに危険表示とそれからおり口のほうにロープを設置するなど一応は対策を講じております。

○上里直司委員 それはいつされたんですか。この提案を受けて平成18年も平成19年も同じような形で提案を受けているわけですよね。その状況はクリアされたわけなんですか、安全ということなんですか。

○長間孝森林緑地課長 そういう指摘があったときに直ちに設置して、現在は設置しているという状況でございます。

○上里直司委員 じゃあ安全だということで皆さん胸を張って言えるんですよね、わかりました。続いてこの指定管理者制度の指定管理者が施設を運営するわけですが、施設の修繕維持は当然県が責任を持つわけですよね。そしてこの状況、異常だなというのは、既にもう指定管理者から要望も出されているけれども、シャワー室がほとんど利用がないんですよ。この辺のことについて改善はされたんですか。

○長間孝森林緑地課長 指定管理者のほうからも報告があったとおり、シャワー室の利用がほとんどないという報告になっております。そして主な要因はシャワー室を設置したのは多目的広場にサッカーができるような広場を策定しておりますけれども、利用者のほとんどが小学生、中学生と、要するにそういう子供たちが利用するというので、なかなか子供たちはシャワーを利用しないということで、今後この施設等の利用について指定管理者のほうとも協議しながら、近くにサーファーとかもたくさんおりますので、そういうことの利用も含めて検討していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 乙第16号議案、乙第17号議案が出た時点で、何も問題なくスムーズに行くのかと思っていたのですが、いろいろ話を聞いていますと大変な問題を抱えているなということで、質疑をせざるを得なくなりましたが、皆さん方も説明責任がありますし、当然私ども委員も、これを議決するか否決するかわかりませんが、我々がこれを議決した場合には、我々は大変な責任を負わされるわけですよ。もしこの議案通した場合、県民に対してどう説明するのか。そしてこの600点満点のうち262点ということは43.67%しかないわけですよ。もし通したら、それで通したのかと。通した根拠は何かということをお聞きしたいと思うんですが、当然これは我々が説明しなければいけないんですよ。そしてこの43.67%の点数で皆さん方がこれを委託してよしとする根拠は何なのかという、その辺をお聞きしたいと思うんですが。

○長間孝森林緑地課長 沖縄県森林組合連合会というのは県内4つの森林組合、これは国頭村森林組合、沖縄北部森林組合、宮古森林組合、八重山森林組合の4つの組合がありますけれども、これの連合会でございます。これまで造林事業、それから治山事業等の実績もありますし、それから過去3カ年間沖縄県平和創造の森公園についても管理を行ってきたということで、そういう管理についてはしっかり運営できるという考え方で一応は指定管理者の候補にしております。

○前島明男委員 だったら、それに問題はなかったんですか。この600点満点のうち262点、余りにも低すぎるわけですよ。設定基準の方法にも問題があったのか、どこかに問題がないのか。ここにはマスコミもいますし、あすどうという記事の書き方するかわからないけれども、この600点満点という数字がここにはっきり出ています。その中で262点ということで、この選定をオーケーしたのかということになりますと、森林緑地課長の説明でわからないこともないんですが、採点方法に問題はなかったのかという気がしてならないんですが、その辺どうなんですか。

○長間孝森林緑地課長 今回、沖縄県森林組合連合会の採点が262点であるという大きな要因は森林組合連合会の財務状況が平成18年度末段階で、非常に厳しい状況にあるというのが大きな要因になっております。経常利益が平成18年度末で約3484万円の赤字になっていると。これが大きな要因で財務状況が悪化していると。ただ沖縄平和創造の森公園の管理においては人的要素、それから

そういう能力は有しているという判断で一応は指定管理者候補にしております。

○前島明男委員 これはそういうことで県民に対して説明つきますか、県民が納得すると思いますか。それで問題なしと、よしとした場合、県民がそれで納得いくと思いますか。

○長間孝森林緑地課長 平成18年度の状況では財務状況が少し悪化しておりますけれども、現在、沖縄県森林組合連合会の経営改善等について一応は行政も含めて改善計画について今検討しているところでもありますので、経営改善の対策強化について取り組んでいければ、指定管理者としてやっていけるという認識をしております。

○前島明男委員 最後になりますけれども、最悪の状況を考えてこの議案を我々が否決した場合どうなりますか。管理はどこがやりますか。

○護得久友子農林水産部長 沖縄県森林組合連合会につきましては、いろいろ県の公共事業とか特に松食い虫の事業とかいろいろな専門的な仕事ということで、そういった事業を主に受けてやっております。やはり、最近少し事業の受けが少ないということでの赤字になっております。そういった森林管理とか公園の管理につきましては全く問題ございませんので、今回ありました点数が低い分につきましてはその収支の問題が大きく足を引っ張っているということでございますので、その辺は改善計画を立ててもらって、しっかり県のほうでも指導していきたいと思っておりますので、沖縄県森林組合連合会としての組織につきましてはそういった形でしっかり維持できるような形で指導していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 これは確認なんですけれども、長間森林緑地課長も3年前にこの方々に指定をしたわけなんですけど、3年前と今の状況は違うよというお話のように聞こえます。そして財務状況のほうで相当点数が低くなって600点満点のうちの262点しか上げきれなかったというのが、財務が相当平成18年度で落ち込んでしまったためにこうありますということなんですよね。そして今後

新たに提案をされてもう一度指定を受けさせていただきますと願っているわけなんですけれども、これから財務のほうがどんどんよくなればそれなりの点数が稼げるのではないかというのがかいま見れるような気がするんですが、とにかく今現在前島委員もおっしゃっているとおり、どう説明しましょうかというようなことからすると、過去はこうでしたという以外にもないのかと思ったりもするんですが、どんなでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 沖縄県森林組合連合会につきましては、4つの下部組織として各森林組合ございますので、そこから出資金という形で運営しておりますが、そのほか先ほども申しましたようにいろいろ公共事業とか、そういった事業も請けてやっております。そういう中で最近事業が少ないということですが、今後また新たな経済対策等含めてそういった事業も導入できる可能性も今見えてきておりますので、そういう意味で今あります債務状況の改善につきましては可能な分やりまして、いろんな改善計画含めて事業の取り込みとかも含めまして収支の改善を図って行って、しっかり指定管理者として目的達成できるような形で指導してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第33号議案県営土地改良事業に係る負担金の徴収について及び乙第34号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての意見について審査を行います。

なお、ただいまの議案2件についての説明は一括して行い、質疑も一括して行いますので御協力のほど、よろしくお願いたします。

ただいまの議案2件について農林水産部長の説明を求めます。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 それでは平成20年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の49ページをお開きください。乙第33号議案県営土地改良事業に係る負担金の徴収について、その概要を御説明いたします。県営伊是名地区土

地改良事業は伊是名村の農用地を対象に、平成11年度から平成20年度において、国が千原地下ダムを初め貯水池、揚水機場、用水路等の水利施設の整備を行っている事業であります。今回の議案に係る事業費、9億7681万7164円のうち、徴収することとなる負担金は、4270万6251円となっており、伊是名村の同意も得ております。当該負担金の徴収は、土地改良法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、51ページをお開きください。乙第34号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、その概要を御説明いたします。県営土地改良事業は、ダム、用排水路等の新設または改修、区画整理などのほ場整備、農道の新設・改良、農地保全など農業生産に係る基盤的な整備を行っております。今回の議案に係る74地区分の事業費は、116億985万円で、そのうち徴収することとなる市町村負担金の総額は、7億7456万3486円となっており、名護市ほか18市町村の同意も得ております。当該負担金の徴収は、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

乙第33号議案及び乙第34号議案に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

○渡久地修委員 確認させてください。まず乙第33号議案国営土地改良事業ですね、伊是名村の負担ということなんだけれども、これは県の負担というのものもあるのでしょうか。それと、伊是名村はこの負担金をさらに今度は村として利用者とか、その関係者にまた議会で負担、再分割していくのかその辺教えてください。

それと次の乙第34号議案の事業費に対する負担の割合というのがありますね。名護市、伊是名村その他ありますけれども、パーセントが違いますよね。このパーセントがどういった基準なのかというのを教えてください。

それと、先ほどの説明で農林水産部長が名護市宇名護の同意を得ている、同意と言っていましたけれども、これは事前相談でこのパーセントが上がったり

下がったりするのか、この辺含めて教えてください。

○小山榮一農地水利課長 それではお答えいたします。1点目に国営事業に対する県負担額もあるかという御質疑でございましたけれども、県の負担もございます。それから2点目の県以外の受益者率と市町村等であるわけですがけれども、そのほかに受益者からの負担もあるかということでございますけれども、国営についてはすべて国と県での負担ということで事業者負担はございません。それから乙第34号議案でよろしいでしょうか、名護市のほか同意が得られているということにつきましては、事前に名護市のほうに負担率、金額等は調整しております、了解を得ております。それとこれにつきましては、この事業が採択する以前にそういった負担金についてはお互い法手続の中で取り決めております。

○渡久地修委員 今回の県営の場合ですけれども、負担割合というのはお互い話し合いの中で決まっていくということですか。明確な基準があって自動的に決まるものなのか、それとも相手の財政状況とかを判断していろいろ加味するのかということですか。

○知念武村づくり計画課長 今回の御質疑にお答えします。まず国営の負担金ですが、国と県と市町村というのがあります。ただ国営の中でダムでありますとか水源施設については国と県のみ負担でございます。その他のパイプラインであるますとか、タンクファームポンド等については市町村まで負担があります。あと、県営土地改良事業の負担率であります、事業ごとに負担率が定められております。国の負担率も例えば県営かんがい排水事業であるとか、線的な農道でありますとか、そういうのは大体85%で決まっております。あとほ場整備であるとか一面的事業と言っていますが、それは国の補助率が75%なので、残りは基本的には市町村と県が折半をしております。そしてこの市町村分というのは市町村によって農家から徴収することもあります。これはそれぞれの市町村が決めております。

○渡久地修委員 よくわかりました。それでこの市町村負担分が、先ほどの説明からすると自動的に割合が決めてられて、それとも県の再利用でパーセントが相手の財政状況で上下することもあるんですかということ。

○知念武村づくり計画課長 まず沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例という

のがございますが、その中でこういう事業は受益者あるいは市町村に幾ら負担させるというのが決まっております。そしてこれは最初から決まっていることで、事業を始めるためには土地改良法の法手続というのがございます。そのときに関係する市町村からこの事業についてこれだけの負担金がありますけどということ、市町村から同意をもらいます。まずこれは全体的な話で決まっております。あと、今年やった事業費はこれだけかかりましたということで、この議会に上げる前に事前に市町村に通知をしまして、同意をもらっております。市町村から同意をもらっているというのはそういう意味でございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第33号議案及び乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1 時31分 再開

(再開前に午前中に資料要求のあった「選定基準」について長間森林緑地課長から資料説明があり、再度内容について確認及び資料要求が出た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

次に、農林水産部関係の陳情第80号外9件の審査を行います。

なお、陳情第135号及び陳情第143号の2件については、委員会条例第15条の規定に基づき、委員の除斥を行う必要があります。

このため、本陳情2件については、そのほかの陳情の審査が終了した後、一括して審査を行うことにいたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは陳情第135号及び陳情第143号を除く陳情8件について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

○護得久友子農林水産部長 ただいまから、陳情案件について、陳情処理概要を御説明いたします。目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続6件、新規4件でございます。

それでは、陳情第135号及び陳情第143号を除く陳情8件について御説明いたします。陳情第84号、陳情第139号及び陳情第146号の継続陳情3件につきましては、前議会で説明した陳情処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の1ページをお開きください。

継続案件の陳情第80号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

平成19年度において、計画路線周辺にノグチゲラの営巣木が確認されたことから、工事を一時休止し、環境調査を実施しました。その結果、環境省及び沖縄県のレッドデータブックに登載されている希少動植物が88種確認されました。現在、調査の結果をもとに、環境への回避及び保全措置等についての意見を得るため、関係機関等と調整を行うとともに、学識経験者からなる林道建設環境調査検討委員会を開催しております。今後、同委員会及び地元関係団体等からの意見を踏まえ、事業の実施について検討していきたいと考えております。

次に、新規陳情について御説明いたします。

15ページをお開きください。陳情第158号、陳情区分新規、沖縄県の森林の整備・林業の振興に関する陳情、陳情者国頭村議会議長仲井真宗明であります。要旨につきましては、省略いたします。それでは、処理方針について御説明いたします。

森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化防止等の多面的機能を有していることから、県では、森林を水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に区分し、それぞれの機能に応じて、森林の整備保全及び利活用を図ることとしております。このため、森林の持つ多面的機能が維持・増進できるよう収穫跡地への造林や資源内容の充実した優良な森林を造成するため、複層林改良等亜熱帯地域の特性を生かした森林の整備を実施しているところであります。また、林道の整備については、地域森林計画に基づき、地元の要望を踏まえ、自然環境の保全に配慮しながら進めていく考えであります。あわせて、収穫伐採における環境負荷を少

なくするため、高性能林業機械の導入についても検討してまいります。さらに、森林・林業の振興は、地域における林業従事者の定住化、雇用の維持・増進に寄与することから、林業の担い手の中核となっている森林組合や林業事業体の経営基盤の強化等について引き続き支援してまいります。今後とも沖縄県農林水産業振興計画に基づき、森林の持つ多面的機能の発揮を促すための森林整備・保全、林産物の供給及び利用の確保について積極的に推進してまいります。

次に、17ページをお開きください。陳情第171号、陳情区分新規、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還に関する陳情、陳情者久米島町長、平良朝幸外1人です。要旨につきましては、省略いたします。それでは、陳情処理方針について御説明いたします。

県は、去る11月11日、12日の両日、久米島町長及び沖縄県漁業協同組合連合会代表理事長等とともに日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行いました。県としては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、当該空域・水域の一部解除や返還について、引き続き、日米両政府に対して求めていきたいと考えております。

次に、19ページをお開きください。陳情第174号、陳情区分新規、米軍提供水域及び空域の一部解除措置に関する陳情、陳情者沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長下地敏彦外1人です。要旨につきましては、省略いたします。経過・陳情処理方針については、陳情第171号と同様であります。

次に、21ページをお開きください。陳情第198号、陳情区分新規、伊江島における黒糖工場建設問題に関する陳情、陳情者竹富町長川満栄長外1人です。要旨につきましては、省略いたします。それでは、陳情処理方針について御説明いたします。竹富町におけるさとうきびは、小浜島、西表島、波照間島の離島において台風や干ばつ等の厳しい自然条件下にあって、他作物への代替が困難な地域で生産されているとともに、製糖業を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物となっております。このため、県としては、伊江島黒糖工場建設の検討に当たって、含みつ糖地域の生産活動に支障がないよう、関係者による話し合いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 質疑のほうですけれども、1件だけ最後の21ページの陳情第198号なんですけど、伊江島における黒糖工場建設問題に関する陳情ですが、県内離島で7工場ありますよね。その中の3工場が竹富町にあるんですね。小浜島、西表島、波照間島。そこの竹富町のほうが町議会のほうで決議をして、そして要請ということになっております。その前に県内の黒砂糖工業会のほうも全会一致で反対決議がされているわけです。そういう中で本当にさとうきびというのは、特に離島は台風とか厳しい中でそれを経済面、そしてまた生活に役立てている産業ですので、本当に大事な産業で死活問題だということ、地元ではかなり厳しく、伊江島で黒砂糖の工場ができると厳しいという見方で大変、島は騒いでおります。そういうことで、この件については県のほうも板挟みになって大変苦しい立場だとは思いますが、これまでの進捗状況や事業計画の内容とかというのを教えていただきたいんですが。

○護得久友子農林水産部長 今回、伊江島のほうで黒砂糖工場の建設ということで、伊江島につきましては、過去さとうきびと肉用牛の生産が非常に盛んだったけれども、最近は園芸作物にいろいろ変わったということで、5万トンありました生産量がどんどん落ちてきて、1万トンを切った段階で工場の閉鎖があったわけなんですけど、やはりその後いろいろ輪作の問題とか含めてさとうきびはどうしても必要だということで、工場建設が出ているわけなんですけど、今おっしゃるように黒砂糖をつくっております竹富町は離島の本当に厳しい島で、さとうきびしかつけれないという島でございますので、やはり私たちも気にしています。黒砂糖工業会を含めて心配しているのが、黒砂糖がふえた場合に市況が、価格の暴落とかあるのではないかとということに非常に心配しております。その辺も含めて伊江島の農家も安心してさとうきびをつくりたいと、離島の農家の方も安心してさとうきびをつくれるように、やはり十分双方の話し合いが非常に大事だと思いますので、県におきましては双方の話し合いが十分にされますように要請も受けておまして、これまで何度か双方含めて話し

合いも持っておりますので、もっと時間をかけて話し合いをして、納得いくような形で進めていきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 これは北部振興策の一環としてということで予算がもらえるということなんですけれども、その件についてJAおきなわがかかわっていくということですが、規模的にどれくらいの規模になるのでしょうか。金額とかそういうのがわかりましたら教えていただけますか。

○赤嶺勉糖業農産課長 工場規模でございますが、1日50トン処理の規模でございます。工場の場合は大体80日操業ということになりますので、約5500万トン程度の原料を処理するという含みつ糖工場になっております。北部振興事業でございますので、伊江村が事業主体ということで借り受け主体は指定管理制度を利用しまして、選定したいということでございますが、現在のところJAおきなわのほうにお願いしようかということで地元のほうは決めているそうでございます。それから総事業費でございますが、14億円ということでございます。以上、工場の概要でございます。

○辻野ヒロ子委員 先ほど農林水産部長の説明にもありましたけれども、以前は5万トンぐらいの収穫だったというんですが、これが今は1万トン割って6500トンぐらいという話も聞いておりますが、このような状態で果たして工場をつくって採算がとれるのか、そのあたりのシミュレーションなどはどうでしょうか。

○赤嶺勉糖業農産課長 私のほうも今5500トンのさとうきびを絞って工場のシミュレーション等もやっておりますが、どうしても計算上といえますか、現在の単価とかの中でやりますと9000万円ぐらいは赤字が出るのかという試算をしてございます。

○辻野ヒロ子委員 やはり他の工場の皆さんがかなり打撃を受けるわけですね、やっぱりこういう大きな工場が伊江島にできると。そのあたりも考えたときに、果たして今9000万円の赤字になるということもシミュレーションされている中で、つくる必要があるのかということで大変疑問には思うんですけれども、そのあたりどう考えていらっしゃるのか教えていただけますか。

○護得久友子農林水産部長 現在あります7つの黒砂糖工場につきましても、

国から運営費も含めて支援をいただいているということでございますので、工場がふえた分につきましてはそういった同じような形での支援をいただかなければできないということでございます。

○辻野ヒロ子委員 この問題はかなり、今の時点で県がしっかりと双方の話を聞いていただいてやっていかないと、見切り発車でやってしまつて大変なことになったら、これこそまた責任問題になりますので、北部振興でやっていただけるのはいいんですけども、特に黒砂糖工業会の皆さんとの話し合いをぜひ進めていただきたいんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 やはり黒砂糖工業会も心配しています。そういった市況の問題とかございますので、それも含めてこれまでも話し合ってきていますので、また今後とも同席していただいて話し合つて、双方しっかり全会一致を見た段階でしか県としても工場の建設にはそういったことはできないと考えております。

○辻野ヒロ子委員 ちなみに北部振興策の予算というのはいつまでにやらないといけないとなっていますか。

○護得久友子農林水産部長 平成21年度までと聞いております。

○辻野ヒロ子委員 じゃあそんなに時間がないと思うんです。それでぜひこの問題も本当に離島にとっては死活問題ということで厳しく今回これを取り組んでほしいということが言われていますので、県側もぜひ頑張りたいと思います。双方が本当に納得いくようにやっていただかないといけないと思いますので、最後に農林水産部長の強い決意のほどお願いしたいと思います。

○護得久友子農林水産部長 やはり沖縄のさとうきび、とても大事な、農家が安心してつくれるように、とにかく全会一致した、合意しなければ大変今後いろいろ問題もありますので、しっかりそういう形で話し合いをして、合意に、双方納得のいく上で結論を出したいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今の話と少し重複するんですけども、今まで分みつ糖と合併したりしてどんどん進めてきた。しかも黒糖そのものというのは国からの補てんでもないわけで、結局は分みつ糖の採算ラインのないところが結局、黒糖工場として残ってきていますよね。伊江島の場合、非常に農業生産性も高く、ある意味でさとうきびから他の作物に変わって製糖工場がつぶれたということで、中身を見ますと黒糖とは競合しない液糖、粉糖やるんだということで話が進んでいるんだけど、基本的に液糖、粉糖の需要と価格というものは、採算ラインはどうなるんでしょうか。全く競合しないものなのか。

○赤嶺勉糖業農産課長 細かい数値は今手元にないんですが、伊江島では液糖、粉糖の事業化に向けた調査事業を実施しておりまして、その中で3年間程度事業を実施したわけですが、どうしても製造コストと販売単価の見込みがつかないと、差があるということで事業化を断念したという経緯がございます。ですから、今数字を持ち合わせていないんですが、そういう状況だということでございます。

○座喜味一幸委員 それで、液糖、粉糖というのは非常に外国の物と競争力が弱いと聞いているんだけど、どうしても液糖、粉糖をやめて黒糖という話になったときに、実際今まで15年ほど前、黒糖がだぶついて売れなかったということになって、今少し需要が伸びて黒糖いいんじゃないのということで立ち上がってきていると思うんだけど、黒糖というのは何ぼでも需要があるものなのか、多分今ぎりぎりのバランスがとれた状態ではないかと思えますけれども、需給の状況はどうなっていますか。

○赤嶺勉糖業農産課長 黒糖の需給状況でございますが、黒糖の場合、国産の含みつ糖というのと再生糖というのがございます。これはもとに戻すということでございます。それから輸入含みつ糖と3つの中で需要が形成されているということでございますが、全体的には国内での需要というのは4万トン程度という需要でございます、その中で国産というのが8000トンから9000トンということでございます。それに再生糖というのが1万5000トン程度、残りが輸入含みつ糖ということで、トータルの需要としては4万トン程度でございますが、それぞれすみ分けされているということでございますので、大体この辺が国産の8000トンから9000トンぐらいが需要じゃないかと考えております。

○座喜味一幸委員 そうですよ。私もその辺でようやく落ち着いてきたのか

なという状況で見ていたんですが、今現在、結局黒糖工場が残っている地域というのは、どちらかというところある意味では地域を支えているような産業として、それで何とか今落ち着いて、さあ少し質のよい黒糖をつくるぞというところで、今元気が出てきたところなんです。それで伊江島産には悪いんだけど、液糖、粉糖もだめであれば、多分この機能そのものが黒糖にも振りかえざるを得ないと思っている。多様な機会になると思うので、そうすると今の需給のバランスがとれている中に、この新たな黒糖生産というのが上がってくると、ある意味では非常にバランスが崩れてくる、そして各地域に対する影響が物すごく大きいと思っているんです。その辺はしっかり見ていると思うんですが、願わくばこのJAおきなわと沖縄県黒砂糖工業会がしっかりと今の話を詰めながら、経済労働委員会に上げてくる前に、ある程度既存の生産者と沖縄県黒砂糖工業会、あるいは県の行政のレベルで、もっとしっかりとすり合わせをしていただいたほうがいいのではないかと。陳情として伊江島産が一生懸命だし、突然竹富町から陳情が上がってきて非常に危機感を感じているんだけど、もう少し危機をあおる前に実務レベルでしっかりと、もう少し粘り強い調整をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 沖縄県黒砂糖工業会の中の7つの工場のうち、3工場が製糖工場を持っていますので、やはりその中でしっかり話し合いすべきだと思っておりますので、私たちもそういう方向で話し合いしていただくようにお話しております。

○座喜味一幸委員 最後に黒糖に関して県の補てん額というのは、大体予算的にはどれくらいの規模になっておりますか。

○護得久友子農林水産部長 国が3分の2で県が3分の1補助を持っております。

○座喜味一幸委員 額としては横ばいですか。

○赤嶺勉糖業農産課長 今年度予算でいきますと、9億8000万円程度ということでございます。

○座喜味一幸委員 これは横ばいですか。

○赤嶺勉糖業農産課長 最近の傾向としまして若干落ちているというところがございます。

○座喜味一幸委員 その辺はしっかりと需給のバランス、県財政との支出の話、それから伊江島産にとっては非常に沖縄県でも農業の盛んな個別農業収入で1番トップにいる村だと思いますから、トータルとしていろいろ検討いただいて、県全体の黒糖の需給等をきれいに説明しながらしっかりと三者話し合っ、落ちつけるべき課題ではないかということ意見を以て終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第198号についてお聞きしますが、県の陳情処理方針、関係者による話し合いをしていきたいと考えておりますというのは、関係者によるというのは県も関係者という意味ですか。

○護得久友子農林水産部長 はい、一緒になって話し合いをやっております。

○当銘勝雄委員 この黒糖工場建設、これ伊江島で建設するというのはどのくらいの規模のものを今やろうということなんですか。

○赤嶺勉糖業農産課長 伊江島における含みつ糖工場でございますが、1日原料処理量が50トン、そしてシーズンで5500トン程度のさとうきびを処理する工場ということでございます。

○当銘勝雄委員 そうすると今7工場で8000トンですから、これにやがて匹敵する近い工場になるわけですね。

○赤嶺勉糖業農産課長 8000トンといいますのは産糖量、黒糖の量、先ほど私が答弁しましたのはさとうきびの処理量5500トンということでございます。

○当銘勝雄委員 さっきは原料処理量が50トン、そして糖にして5500トンということじゃなかったですか。

○赤嶺勉糖業農産課長 失礼しました。原料処理量で5500トンでございます。

産糖量にしますと、試算をしますと700トン程度の産糖量ということでございます。

○当銘勝雄委員 では量的にはそんなにたくさんではない、しかしながら値崩れするおそれがあるということでこの陳情に至っていると思うんですが、その黒砂糖工業会での話し合いというのはどういうふうになされているんですか。

○護得久友子農林水産部長 沖縄県黒砂糖工業会としては、やはり新たな工場の整備によって約700トンの黒糖がふえますので、やはり市況に影響して価格が落ちるのではないかと、一番それが沖縄県黒砂糖工業会としては懸念材料でございます。

○当銘勝雄委員 沖縄県黒砂糖工業会としては、市場の価格を崩していくというような判断ですか。

○護得久友子農林水産部長 はい、やはりこれ以上ふえますと価格が落ちるといふ心配はしております。

○当銘勝雄委員 十四、五年ぐらい前は、むしろ沖縄県は黒砂糖の農林水産省の割り当て分に対して生産ができていないと、もっとやれやれということがあったと思うんですが、それはどうなんでしょうか。今むしろそういう生産が、逆に言うと需要が減ったということなのか、生産が落ちつかないということなのか、どうなんでしょうか。

○赤嶺勉糖業農産課長 10年前で統計的な数字で説明しますと、10年前と言いますと需要としましては3万トン程度ございました。今よりも1万トン程度少ないという中での国内の含みつ糖ということで、その時々気象要因によって5000トンになったり8000トンになったりということで、安定的につくってくれということでの指導が当時あったかと思っております。

○当銘勝雄委員 いずれにしても私はハッパをかけられたんですよ、何でもっとやらないのかと、粟国村あたりでもっと植えさせてやりなさいとかいろいろハッパをかけられたんですよ、それが今逆に言うと余るといふかオーバーするという形になると話が違うわけで、しかし現実的にそうしかならないというのであれば、これはしょうがないことですので、沖縄県黒砂糖工業会のほうでそ

こら辺は当然議論しているでしょうし、県もそこにきちっと入ってやっけていかなければいけないだろうと思います。ぜひこれは現実的な対応というのが大事でしょうから、関係団体、特にJAおきなわと関連しているわけですので、JAおきなわもある意味では皆さんと一緒に、いわば同じ仲間内だし農業問題について一緒に考えなければならぬような状況ですから、そこら辺は十分に話し合いをしてもらいましょうようにお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今伊江島に黒糖工場をつくってくれるなという陳情なわけですよ、つくってしまうと黒糖が余ってしまっ値崩れのおそれがあるというお話なんです、民間会社でつくる黒糖の量というのは全然左右されないんですか。民間だから工場をつくと文句が言えないからつくらすとか、公共性を帯びているから文句が言えるからつくらすとかというような性格なものなんですか、どうなんですか。

○護得久友子農林水産部長 今、国からの支援を受けるということでは7つの島の工場ということでございますが、その場合やはり指定を受けるということになりまして、そういった黒砂糖をつくるということではありますが、今おっしゃっているのは、例えば民間の小さな工場の件でよろしいでしょうか、その辺は全く支援を受けずに民間のそれぞれのほうでやっているのは幾つか各地にございます。

○仲宗根悟委員 つくる量的にもそんなに左右されない、値崩れするとかいうような量ではないという感覚もあるんですか。

○護得久友子農林水産部長 そういった工場につきましては独自のいろいろな商品や他の作物と加工したもので、量的には非常に少ないということでございます。やはり島ごと農家がつくったさとうきびをすべて引き受けるとすると、工場としてそれなりの規模がございますので、その場合は国の指定を受けてやるということになっております。要するに国の支援を受けなければつくって売ってもよろしいんですが、やはり支援を受けなければなかなか厳しいということで、支援を受けてやるには指定も必要ということになります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
 渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の同じ陳情第198号、黒糖工場に関する件、ちょっと教えてほしいんですが、それぞれの主張があって非常に難しいところもあると思うんですが、今さとうきびは沖縄の基幹産業ですよ。WTOでも今非常に危機的な状況にある中で、食糧自給率が県内30%ですよ。そして県は農林水産業振興計画というので、これの生産量をふやすという計画を確か持っていると思うんです。どこまでふやすという計画なのか、その計画の中で自給率は40%まで上げると。そうするとさとうきびはどこまで上げるという計画なのか、その際工場は既存の工場の数なのか、あるいは増設する計画になっているのか、その辺をまず教えていただけますか。

○護得久友子農林水産部長 農林水産業振興計画での目標では100万トン目標にしております。既存の工場につきましては、現在、新たな工場の建設の予定はございませんが、その増産に向けては単収の問題とか品質問題がございますので、いろいろ単収アップについて取り組んでおります。

○渡久地修委員 済みません、まだまだこれから大いに勉強しないといけないんですが、100トン増産する、そして増産したら到達はどこまでいくんですか。そしてその自給率のパーセントは何パーセントになるのか。

○護得久友子農林水産部長 現在84万トンです、目標100万トンということでございます。

○渡久地修委員 それで沖縄の産業をどうするか、これから沖縄の経済を発展させていくかという点で、私は農業振興、特にさとうきびはとっても大事だと思っているんです。それでいろんな人の意見を聞いたことあるんですが、例えば県内でも黒糖をいろんなお菓子とかいろんなものに使っているんだけど、県産品が手に入らないんですよと、だから輸入品使っていると。これ何とかしなければならぬんじゃないのかという人もいますよ。手には入らないんだよと、そして工場にお願いしても絞るかすもなかなか分けてもらえないとか、絞るかすもいろんな利用価値あるけれども、実際その体制にはなっていないんじゃないかと言われたんです。これから勉強しないといけないと、一つの私の問題意識の中にあるんですが、それで今これが出てきて聞くんですから

ども、輸入がいっぱいあるというものを、輸入が数的には圧倒的に多い感じですよ、それを何とか県産品に持っていく、そしてさとうきびをもっと増産するということを、正面に据えた県の施策なりを展開していかないと、お互い少ない生産量でこういうやり合いにならないような、もっと県全体としてどうするか、そのために県としてはお金もこれだけつぎ込みましようとか、こういうのが必要じゃないかと思うんですがその辺いかがでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 需要の問題とかありますけれども、やはりもっと消費を拡大するためのキャンペーンとかの取り組みをしております。新たな和三盆やスティック、そういった利用も努力しているところであります。それとさとうきび、黒糖のいろいろな利用でグアバとか非常に機能性があるということなんですが、ただ沖縄県内ではクルザーターがそのまま商品として食べられてはいるんですが、県外ではほとんどお菓子の加工用とかそういったものでしか使われていないということでありまして、その辺はもっとキャンペーンすべきではないかとも考えております。

○渡久地修委員 もうこの問題、終わりますけれども、ぜひこういう経済振興に携わっている人からの意見として、この辺はもっと県として取り組みをやらないと沖縄の農業、さとうきびはこれから発展しないよと、沖縄のお菓子をつくるのに輸入の黒糖を使っている状況がある、使いたくても手に入らないという状況があるんだと言われたんですよ。こういう状況が現にあるのか、どうですか。

○護得久友子農林水産部長 そういうことは聞いております。

○渡久地修委員 ですから、この問題を正面から輸入品に対抗して県内の自給率を向上するためにどういった施策ができるかと、ぜひ研究して施策で展開していただきたいと。そうすればこういった問題はお互い、本当に増産の方向が出てくれば、みんな喜んでできると思うのでぜひよろしくお願いします。これは要望しておきます。今後、私も研究していきたいと思えます。

そして1ページ陳情第80号の先ほど説明がありました、楚洲仲尾線の開設工事中止を求める陳情ですが、まず確認させていただきたいんですが、ここで希少動植物が88種確認されたとなっております、それから新聞報道では129種となっておりますけれども、前回いただいた資料で楚洲仲尾線は90種になっているんです。あのとき皆さんからいただいた資料では132種ということで3種

減っているんです、楚洲仲尾線が2つ、全体で3つ。この数字の違いは何なのかお聞かせください。そして前回、検討委員会を開きますということだったんですが、新聞報道だと開催しておりますということなんだけれども、この検討委員会の人数と氏名、どういった方々なのか、そしてその中身など教えてください。

○長間孝森林緑地課長 それでは1点目についてお答えします。この種が減少したものについては90種から88種に変わっておりますけれども、これは別の種と数えていたものが種の特定制をした結果、同じ種であるということが判明して数の増減になっているということです。それから具体的にはホントウアカヒゲとアカヒゲというのは別々と数えていたんですが、これは亜種であって同じ種類だというのがわかったということで、ダブルカウント等があったということで数が減っております。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 林道建設環境調査検討委員会のメンバーですが、人数は8人、1人目は新垣武、沖縄国際大学経済学部准教授、環境科学の専門でございます。金城道男、NPO法人どうぶつたちの病院理事ということで鳥類関係の専門分野です。新里孝和、琉球大学農学部教授、造林学専門でございます。立原一憲、琉球大学理学部准教授、魚類関係の専門分野でございます。立石庸一、琉球大学教育学部教授、植物関係の専門分野でございます。当山昌直、沖縄生物学会員、両生は虫類の専門分野でございます。藤田喜久、NPO法人海の自然史研究所代表理事ということで、甲殻類の専門分野でございます。宮城邦治、沖縄国際大学総合文化学部教授、環境教育が専門分野でございます。以上8人の方で委員としてやってもらっております。

それから開催月日ですが、第1回目は10月に開催しております。第2回が11月に開催してまして、第1回目は林道全体の概要、6路線の概要と環境調査を1年かけてやっておりますので、その結果の報告、説明、それから環境結果に基づいた保全措置の案を調査しておりますので、その案の内容を説明しております。それから第2回目は特には保全措置について検討しております。そして林道建設環境調査検討委員会での主な意見としては、第1回目は資料の説明ということでありましたけれども、その中で特に委員の先生方から注文があったのは、資料の中には位置を示す資料とかありますので、そういう意味については密猟とか盗掘のおそれがあるから公開しないでくれという要望があったのと、先ほども説明しましたが、森林の利用区分、保全区域である、それから共生林である、それから循環利用林である、その辺がわかるような資料をちょう

だい、という話が主な内容でございました。

2回目については、実際に保全措置の内容についての説明をしたわけですが、その中で1つ主なものを挙げますと、モニタリング調査をするわけですが、例えばこういう保全措置に対して工事中についても問題がないかどうかのモニタリングをするわけですが、その調査地点、特に赤土の調査地点が2路線の下流側に設けられているのが1カ所あって、2路線まとめてやるとどっちから流れてきているのかわからないんじゃないかということで、1路線ごとやっってくださいというアドバイスを受けました。

あと植物関係、特に林道でのり面保護をするために植生とかをやります。この植生する場合に外国産の品物が入ってきたら困るので、これは過去にも農道とかいろんところで外国産の品物が入ったりしてきているということで、外国産を使わないで県内の、中でも沖縄本島の植生を使ってやるようにというものとか、河川は動物の移動の重要な場所であると、そういう意味でこの河川については橋梁にするとか、アーチ型のものにするとか、あるいは通りやすい構造にするとか、そういうアドバイス等を受けております。あと1つは県営5路線、村営が1路線、6路線説明しているわけですが、県営については5路線だったものですから、保全措置についても全体的な説明ということになったものですから、やはり2回目だけでは結論を出せないのもう一回開きたいということで、後は個別に各路線ごと検討したいと、議論したいということがありまして、3回目開かせてもらいたいということがありまして、あと1回開くことにしております。これについては12月下旬ごろということで日程を調整中でございます。

以上でございます。

○渡久地修委員 新聞報道によると、これはホームページで公開して、これに関する県民の意見を募ると書いてあるんですけども、これはどんなふうにするのか、それがこの委員会に諮られるのかということが1つです。それと、嘉陽宗儀議員の一般質問に林道と関連したヤンバルの皆伐とかの問題で、県として貴重種の保存に配慮するよう事業者に対して文書指導を行ったということが部長答弁であったんですが、この指導の中身というか、どんな中身でやったのか、この2点お聞かせください。

○長間孝森林緑地課長 環境調査につきましては現在、森林緑地課、それから北部農林水産振興センターのほうで縦覧に供しております。その中でホームページも活用しまして県民からの意見等について今意見聴取しております。この

意見につきましては林道建設環境調査検討委員会等に報告しまして、林道建設環境調査検討委員会の中で反映していきたいと思っております。

それから2点目の伐採における指導文書でございますけれども、これはことしの4月に県から森林組合に対してノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の繁殖期間が5月から6月ということから、この繁殖期間においては森林施業、特に伐採等については配慮していただきたいという指導文書を提出しまして、実際に6月までは収穫伐採等は行っておりません。収穫伐採については繁殖期が終わった7月から再開しまして7月中に完了しております。

○渡久地修委員 11月6日の写真ですけれども、再開された楚洲仲尾線の写真がありますが、やっぱりこれを見ると非常に胸の痛む思いがするんです。赤土流出も嘉陽宗儀議員も一般質問で取り上げていましたが、私たちは現場も見てきましたけれども、やっぱり今のようやり方は、私は県民から支持されないんじゃないかと思うんです。それで私たち林道否定はしていません。現在まである林道で足りるのではないかという見解を持っています。今ある林道で足りるのではないかと、これ以上のものは必要ないんじゃないかという立場なんですよ。

それで、この新聞報道によると林道建設環境調査検討委員会では林道建設中止もあり得ると、林道建設中止も含めて検討されるということで報道されていますけれども、皆さん方これまでも中止も含め検討すると、この委員会でも言ってきたと思うんですが、その辺は林道建設環境調査検討委員会の中でも私は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律とかいろんなものも含めてこれ以上のものはいらないという立場なんです、これは中止も含めてきちんと検討されるということで理解していいですね。

○護得久友子農林水産部長 やはり林道につきましては、林業の中でいろいろ森林の管理や保育含めて必要な基盤だと考えておりますが、今後今回の路線につきましては林道建設環境調査検討委員会の中で調査の結果を踏まえまして、関係機関、地元の関係団体との意見を踏まえて実施を検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員 とにかく今ある林道で十分間に合うのではないかと考えているので、これはまた今後取り上げていきたいと思っております。

最後に13ページ、美ら海協力金の件で前回陳情第146号取り上げました。これは美ら海協力金という今のやり方、ちょっと不適切じゃないかと、陳情者は

法に照らしてはおかしいんじゃないかという陳情もやられていて、私も質問しましたが、その後県としては法律家に問い合わせるとか、前の経済労働委員会では地元とも相談して改善するようにやっていきたいという答弁があったんですが、どのように改善されて今後どのようにやろうとしているのかお聞かせください。

○金城明律水産課長 陳情書にありますように、協力金の徴収の仕方が強制的ではないかと、違法ではないかという陳情でございましたので、私どものほうで地元の美ら海協力協議会のホームページ等を調べたところ、確かに適切ではない表現がございまして、具体的に言いますと協力金を徴収することになりましたとか、申し受けますとかいう表現がございましたので、これにつきましてはその後指導をしまして、一月には協力金の趣旨を書いて御協力をお願いしておりますとか、理解と御協力をよろしくお願い申し上げますというトーンに変えております。それから陳情の中に、要請について調査してくれというお話も項目として上がっておりますので、法律の専門家の御意見を伺いました。そうすると協力金そのものは任意であるという趣旨は条例その他の中からよくわかると、しかしながら説明が足りないんじゃないのかと、任意ということを十分に説明をすべきという御指摘を受けております。それから各ダイビングショップが共通のリーフレット等をつくって、共通の文言で利用客に確かに任意であるということを説明する必要もあるだろうと、いわゆる協力券を購入する際にそういうリーフレットも渡したほうがいいんじゃないかという御指摘をいただきましたので、県としては今後ともそういう任意であるということを利用者がよくわかるように指導していきたいと考えております。

○渡久地修委員 ぜひお互い協力してやっていけるように県として頑張っていたきたいと思っておりますけれども、10月19日の新聞に座間味村と渡嘉敷村のサンゴ保全自然共生で協調というダイビング業者と村との協議会、これは法律に基づいたものというのがあるんですが、条例制定でやっていきたいとあるんですけれども、こんなふうにはすることはできないんですか。どうでしょうか。

○金城明律水産課長 座間味村の状況を詳しく承知していないので申しわけないんですが、今回の経緯から申し上げますと20数年来の漁業関係者とダイビング業者とのいろんな訴訟合戦もございまして、昨年2月にようやく関係者がまとまりお互いの任意のルールとしてこういうのをつくったということでございます。これは漁業関係者は漁業補償を求めるとか、そういう争いでございま

したので、法律関係の整理が必要でございますので、県が条例で一方的にどっちかに片づけるという性質の問題ではないと。両方でよく話し合いをしてルールづくりをしていくべき問題であると考えております。

○渡久地修委員 エコツーリズム推進法というもので、これも一つの参考にしていただいて今後検討していただいて、ぜひ長年対立してきて、これも簡単にさっきの答弁だけではいけない部分もあるとは思いますが、その辺はぜひ県としてお互い協力してやっていけるように骨を折っていただきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 陳情第174号、陳情第171号の鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還に関する陳情、17ページと19ページなんですが、議会のほうでも冒頭で意見書の可決をいたしました。既に知事も陳情を済まされているということなんですが、実際、経済労働委員会で視察に行った際に周辺海域での米軍機の事故または威嚇操業妨害という話を聞いたんです。ちょっと前の話だということでその当時、随分新聞等でも騒がれたという話は聞きましたけれども、この近海でこの陳情書に書かれているような操業妨害等を米軍から何件くらい通報というか報告があったのか、把握されているでしょうか。

○親川達男基地対策課副参事 鳥島射爆撃場の事件につきましては、まずことし4月ですけれども、2発の500ポンド爆弾の誤投下、これは提供水域外で投下したという事故がありました。それから先ほどの操業妨害というのは、こちらで把握しているのは平成14年にパヤオ付近で操業していた際に、これは操業できる区域、提供水域外の地域でヘリコプターが接近してきてその場を立ち退くようにという問題が起こりまして、これについては漁業者からの連絡、それから久米島町のほうからの連絡もありまして、県として米軍に申し入れて、これについては米軍のほうから区域の認識が十分でなかったということで、その辺については再発防止を徹底したいということがございました。その後は特に操業妨害というのは、県としては聞いておりません。

○上里直司委員 今は鳥島射爆撃場周辺の話だったんですけれども、そのホテル・ホテル訓練水域の一部返還も求める陳情でありますので、この区域または

この周辺区域に至る中で、そうした事件・事故の発生というのはあったんでしょうか。

○親川達男基地対策課副参事 ホテル・ホテル訓練水域というのは沖縄本島の東側、太平洋側に設定されているわけですが、こちらの距離が遠く離れているんですが、米側からの連絡で、まず昭和57年12月ですが、嘉手納基地から発進したF15イーグル戦闘機2機が空中戦闘訓練中、海上に墜落して1人が死亡、1人が救助されたというものがございます。それから昭和61年の6月にもやはりホテル・ホテル訓練水域付近でF15イーグル戦闘機が訓練中海上に墜落したという事故がございます。

○上里直司委員 沖縄の米軍基地というのは、陸上だけではなく海上にも影響を及ぼしているということを改めて知らされたわけですが、またホワイトビーチには米軍船が40回も寄港するという異常な回数を数えているんですね。そういう中で私も、米軍船が近づいてきて浮上して補給するさまを一部始終見たんですが、原子力潜水艦の寄港も含めて、どこを通るか皆さんもわからないと思うんですが、徹底した安全を、操業される皆さんに安全に確保するように常に海のほうも気をつけていただきたいと要望しておきます。

続いて陳情第158号の沖縄県の森林の整備・林業の振興に関する陳情ですが、これは基本的に以前、県の森林組合に沖縄県森林組合連合会が出した趣旨とほぼ同じなんですか、趣旨が少し違うんでしょうか、説明いただけますか。

○長間孝森林緑地課長 趣旨は一緒でございます。

○上里直司委員 そこでお伺いいたしますけれども、ここの要望事項の3番目、地域振興をするため林業従事者の定住化、雇用の維持・増進を図りというような文言が盛り込まれているんですが、緑の雇用という話は現在広く普及しつつある言葉だと考えています。それで林野庁あたりが、緑の雇用事業に対してどういうことをやろうとしていて、そしてそれは県でも実施をしているのか、またはこれから事業の適用を、この森林組合の皆さん方に受け入れられるのか、そのことについてお答えいただけますか。

○長間孝森林緑地課長 この緑の雇用につきましては、林業の新規雇用者の確保という観点から、現在、県においても沖縄県森林組合連合会を含めて各森林組合のほうで取り組んでおります。

○上里直司委員 取り組んでいるのはわかるんですが、具体的にどういう仕事でどれだけふやそうとしているのか、ふえたのか、そのことについても説明いただけますか。

○長間孝森林緑地課長 今、細かい数字が手持ちにございませんが、一応新規就業者の確保という観点から各組合において実際の造林であるとか、森林伐採であるとか、そういう就業の機会をつくるということで各森林組合で取り組んでいると聞いておりますが、細かい数字等については現在持ち合わせてございませんので、必要があったら後ほど提供したいと思えます。

○上里直司委員 必要なのでぜひよろしくお願ひします。

それで先ほど議案の中で、指定管理者の指定について少し森林組合のほうに指定かかっているんですが、ここでも陳情を出されているというところから質疑いたしますが、どうも森林組合そのものが所有している面積というのはもちろんなくて、ただその中に一森林組合連合会のほうは森林整備とかで収益を上げられているというのが、販売でも収支が上がっているということなんですが、これどういうことなのか、森林組合連合会というのがどういう役割で設定されたのかということについて、改めてここに書いているとおりではあるんですが、実際どういう事業をやっているのか聞かせていただけますか。

○長間孝森林緑地課長 沖縄県森林組合連合会というのは、沖縄県では沖縄北部森林組合、八重山森林組合、国頭村森林組合、宮古森林組合でございすけれども、これは地域の単独の組合ということで、先ほど申し上げた組合員というのがおまして、正組合員が森林を持っている方、それから准組合員というのが、それに従事している人とか、管理する人となっております。そして、森林組合連合会というのはこの4組合の連合の組合になっておまして、これはそれぞれの半数が会員になっております。現在、沖縄県における連合会でございすけれども、これはこういう森林組合の各単独組織の連合会という役割のほかに、中南部地域に現在森林組合ができないので、中南部地域における森林病虫害の防除であるとか、造林事業であるとか、そういう各単独組織の役割も果たしながら事業が展開されているという組合でございす。

○上里直司委員 その話は大体ここでわかるんですが、具体的に果たす役割の中で今お答えいただいた部分以外に実際に森林整備、利用、販売とかで事業さ

れていらっしゃるんですよね、それで何を売っているのか、何を利用しているのかというのが、その説明ではわからないんですが、教えていただけますか。

○長間孝森林緑地課長 特に沖縄県森林組合連合会のほうで取り扱っているものは、基本的に木材関係を中心に取り扱っております。1つには県産材の加工、販売、街路樹等の支柱の流通、それから林業関係に活用される肥料や薬剤の購買、販売、そういうのを取り組んでおります。

○上里直司委員 前回の陳情審査のときに、県産材の活用等々について質疑いたしました。そして学校等で取り入れているところがあるということで、以前資料いただいたんですが、他都道府県の森林組合の売り上げというか販売の主たるものは建材なんですよ。その机とか椅子とかは事業規模として小さいわけなんです。建材を皆さん方が、県産材が今の研究でも適しているかどうかというのは判断別れて、適してないところがあるからなかなか使われにくいというのがあるんですが、その県産材を公共事業に使用するということの売り込みとかをやられているんですか。

○長間孝森林緑地課長 県産材の活用については先月の11月に沖縄ウッドイーフェアというのを開催しておりまして、これは毎年積み重ねて現在13回目を数えております。これは木材関係、加工組合、商木工組合等も含めて今回62の工場の参加がありましたけれども、4日間通して約1万6000人の来客があったということで、このウッドイーフェアを中心に今県産材の売り込みについては取り組んでいる状況でございます。

○上里直司委員 公共事業、学校建設において外材を安く買って高く売るという事業者がいるということで、木材加工の業者の皆さんが非常に怒っているんです。その木材関係者ももちろん輸入材であるとか、国産材の材木を取り入れて加工するんですが、やっぱりどれだけ使用できるかというのはもちろん木の材質とかによりきりだと思っんですが、もっと建材の部分を伸ばさないと、結局森林組合とか、沖縄県森林組合連合会の販売とか雇用は伸びないわけですから、ぜひその部分をもっと頑張ってください、伸ばしていただくように要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第135号及び陳情第143号の2件を除く農林水産部関係の陳情8件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、瑞慶覧委員が昨日恩納村で発生したニューカッスル病についての説明を求め、赤嶺畜産課長が説明を行った。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第135号及び陳情第143号の2件の審査を行います。

なお、ただいまの陳情2件については、座喜味一幸委員が利害関係者であることから、委員会条例第15条の規定により、座喜味一幸委員は議事に参与することができませんので、退席を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

陳情第135号及び陳情第143号の2件について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 それでは、次に、陳情処理概要書の7ページをお開きください。

継続案件の陳情第135号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

なお、組合員から閲覧請求のありました関係書簿については、宮古土地改良区に対して指導した結果、平成20年12月11日に閲覧を実施しております。県としては、今後とも国及び関係機関と連携し、宮古土地改良区に対して、関係法

令を遵守するよう指導してまいります。

次に、陳情処理概要書の11ページをお開きください。継続案件の陳情第143号につきましても、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

組合員から閲覧請求のありました関係書簿については、宮古土地改良区に対して指導した結果、平成20年12月11日に閲覧を実施しております。県としては、今後とも国及び関係機関と連携し、宮古土地改良区に対して、関係法令を遵守するよう指導してまいります。

以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより陳情第135号及び陳情第143号の2件に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今配られた宮古土地改良区概要について説明をお願いします。

○知念武村づくり計画課長 では御説明申し上げます。お手元の資料が宮古地区の概要となっております。右手のほうに四角で凡例というのがございます。緑の線が地下ダムなんです、下のほうに緑で線が横に引かれております。要するにこれが海に向かって流れている地下水をとめている地下ダムでございます。地下にありますので、地表から見ても普通の畑と変わらない状況でございます。そして、そこを2カ所せきとめて、砂川地下ダムが約680万トン、福里地下ダムが760万トンの水をためております。そのたまった水を、赤い四角がございしますが、これがファームポンドといってタンクが山の上につくられております。6カ所のファームポンドがございします、そこに地下水をくみ上げて水をためております。そして、そのタンクから、赤い線がパイプラインなんです、このパイプライン等を伝わって、黄色い部分の宮古島のほぼ全体の農地に水が配られるようになっているということでございます。概要としまして、黄

色い部分が8400ヘクタール、そこに組合員が約5500名おります。

以上でございます。

○渡久地修委員 前回の質疑のときに、国・県と一緒に定期的な検査が今年度から入るとい話がありましたよね、そのときにいろいろわかりますということだったんですが、その後どうなったんでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 前回の経済労働委員会の後、実質的には検査というのはこの地域については宮古支庁の農林水産整備課で担当することになっております。そして検査の事務というのは本庁ではなくて出先におろしてあり、やることになっておりますので、そこと我々検査の部署、村づくり計画課と協議をしまして、宮古土地改良区に対して検査というのは土地改良法の第132条でやります。そこではまず今のような状態が起こった場合に県知事としては土地改良区から報告を徴収することができるということで、その報告の徴収を行っております。これは11月5日に文書で通知しまして、12月4日に資料を提出してもらっています。その中身は陳情の中にある関係書簿の閲覧や、組合員名簿の整理の問題、簿外口座の問題、予算の状況等、7項目について。あと補助事業、受託事業等については5カ年分の資料を徴収しております。その中で関係書簿の閲覧がまだされていないということがありましたので、うちの担当が現地に行って理事長に指導をして、その結果、12月11日に閲覧については行われていますよと。12月4日にもらった会計資料やすべての資料を村づくり計画課のほうで書面検査を宮古支庁と共同で行っております。その結果においては、特に法令に違反するようなことは見つかっておりません。

○渡久地修委員 12月4日に資料もらって、もう調査終わったんですか、それともまだ途中なんですか。

○知念武村づくり計画課長 明確に法令に違反するという事項はまだ見つかっていませんが、我々が要求したさまざまな資料の中でまだ足りない分もありますので、そこには今、追加提出の依頼をしているところでございます。それと法令ではありませんが、内部規定等に理事会というのは定款のほうで年間6回開くとかあるんですが、その回数が足りなかったとかありますので、その辺については我々のほうで整理をして、改善の指摘を出していくという格好にしております。

○渡久地修委員 前回の答弁では、確か国も一緒にと答弁していると私は記憶しているんですが、きょうのは県の検査と言っているんですが、国の検査はこれから一緒にやられるのか、最後にお聞かせください。

○知念武村づくり計画課長 前回の答弁においては検査というのは国がやる分、県がやる分というのを年間の計画で決めて、たまたま宮古土地改良区については今回は国がやるという計画になっていますということで、今国といろいろ調整していますが、国がいつ実施するというのは、まだ明確にもらっておりません。

○渡久地修委員 これだけ陳情も出されてこんな大がかりな事業ですので、前回も言いましたが、きちんと県・国あるいは県民に説明ができるような厳正な検査をお願いしたいと思います。

以上です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第135号及び陳情第143号の2件に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

説明員等の入れかえをお願いいたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ及び座喜味一幸委員着席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、観光商工部関係の陳情第170号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その陳情処理方針を御説明申し上げます。

まず、お手元に配付しております陳情処理方針の目次をごらんください。

観光商工部関係は、新規陳情 5 件となっております。それでは新規案件について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。陳情第170号雇用・能力開発機構の職業能力開発機能の存続に関する陳情、陳情者日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）会長仲村信正外 1 人陳情要旨は省略し、陳情処理方針について御説明いたします。

県におきましても、職業能力開発大学校（以下ポリテクカレッジという。）及び沖縄職業能力開発促進センター（以下ポリテクセンターという）が果たしている役割の重要性は十分認識しており、これらの施設の機能を維持することの必要性を強く感じております。雇用・能力開発機構の改廃については、12月10日に行政改革担当大臣と厚生労働大臣の会談が行われ、雇用・能力開発機構は廃止、希望があれば職業訓練事業を都道府県に移管し、都道府県が移管を受け入れない事業・施設は高齢・障害者雇用支援機構に統合することで合意したということです。ポリテクカレッジやポリテクセンターの事業・施設の移管については課題が多く、県としては、国の動向等を見ながら検討してまいります。

2 ページをお開きください。陳情第186号沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の雇用安定と均等待遇に基づく処遇改善を求める陳情、陳情者連合おきなわユニオン執行委員長比嘉朝吉外 1 人、陳情要旨は省略し、陳情処理方針について御説明いたします。

沖縄県においては、嘱託員の雇用について、平成9年の総務部長通知により次の基準により統一的な取り扱いがなされています。

1. 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回を限度に更新することができる。

2. 1によりがたく、2回を超えて更新する場合には、人事課長と協議する。浦添職業能力開発校の嘱託員の中には、平成9年において、既に2回以上雇用の更新を繰り返していた嘱託員もいましたが、後任が見つからないという理由で平成9年以降も同様な理由で人事課長に協議し、更新を繰り返してきたものです。平成17年度に県が雇用する賃金職員、嘱託員等の募集方法に関する基本方針が示され、平成18年度からの雇用に当たっては公募することとなり、非常勤講師についても、従来の協議による更新が認められませんでした。

1. 平成18年度に浦添職業能力開発校に在籍していた非常勤講師の委嘱については、平成9年の総務部長通知に基づく取り扱いを遵守するに当たって、それ以前の勤務期間にかかわらず、全員について起算年を平成19年度とし、委嘱期間は1年で、2回を限度に更新するという取り扱いが、当時の職業能力開発

校校長と非常勤講師との団体交渉の中で確認されたものと認識しております。また、このような取り扱いは、総務部長通知を遵守する際の経過措置として、人事課と調整の上、特別に認められた措置です。平成22年度以後の採用は、すべて公募によるものとなります。また、平成9年の総務部長通知では、嘱託員設置規程(案)も示されており、沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程は県の基準に従った規程です。委嘱期間、更新回数を規程した訓令の条項を削除することはできません。

2. 非常勤講師設置規程には非常勤講師の職務は訓練生の職業訓練を行うと規定されており、非常勤講師の報酬の支払い額の根拠である沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則には職業能力開発校非常勤講師の報酬額は講義1時間につき2770円と規定されており、非常勤講師の報酬は受け持った講義時間数に対して支払われます。したがって、講義のない期間中の報酬支払いは困難です

3. 社会保険の適用基準は、厚生省保険局保健課長内かんにより、所定労働時間又は所定労働日数が同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上となっております。県職員の1週間の勤務時間は40時間ですので、適用基準は週30時間以上です。非常勤講師の職務は訓練生の職業訓練を行うことですが、非常勤講師の訓練時間数は週平均23時間程度で、多い週でも28時間を超えることはありません。これにより、非常勤講師は厚生年金及び健康保険の適用が除外されると考えます。

5 ページをお開きください。陳情第194号公契約に関する基本法の制定を求める意見書の可決を求める陳情、陳情者日本労働組合総連合会沖縄県連合会(連合沖縄)会長仲村信正、陳情要旨は省略し、陳情処理方針について御説明いたします。

公契約については、県が発注する公共工事、官公需契約の担当部局において、適正な積算が行われ、公正な労働条件が確保されていると考えております。県としては、今後の公契約に関する基本法の法制化の動向を見守りたいと考えています。

6 ページをお開きください。陳情第201号吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情、陳情者中城湾沿岸漁協長会会長安次富保外1人、陳情要旨は省略し、陳情処理方針について御説明いたします。

温排水の処置の変更について、沖縄電力に確認したところ、次の理由から、変更は困難であるとの回答がありました。

1. 現在の方法で環境影響評価に係る関係法令等の審査を満たしている。
2. 他の9電力会社においても、温排水は海へ放水する方法をとっており、

冷却塔方式（循環式）を採用している事例はない

3. 冷却塔方式（循環式）を採用した場合、冷却水として使用する工業用水が一日約6万立方メートル必要であり、現在の県の工業用水の供給力を考えた場合、現実的でない。

4. 温排水の海中放水方式を採用している、具志川火力発電所や金武火力発電所においても、環境保全協定に基づく運用開始後のモニタリング調査において、環境影響調査の予測範囲内である。なお、沖縄電力としては、引き続き関係者への説明会等を通して、理解が得られるよう努めていく意向であると聞いております。以上のことから、県としては、その推移を注意深く見守っていきたいと考えております。

7ページをお開きください。陳情第202号建設業界の窮状に関する緊急の陳情、陳情者沖縄県中小企業家同友会筆頭代表理事糸数久美子、陳情要旨は省略し、陳情処理方針について御説明いたします。

金融庁は、平成20年11月7日から、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として、金融機関が貸出条件緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば不良債権には該当しない取り扱いを監督指針及び金融検査マニュアル別冊の改正により施行しております。これにより、金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるよう環境を整備しております。県においても、当該貸出条件緩和措置について、中小企業者への周知を図るため、沖縄県観光商工部経営金融課のホームページに掲載し、紹介しております。今後、リーフレット等を作成し、中小企業者に対する制度説明会において、当該措置についての周知を図ってまいります。

以上が観光商工部関係の陳情に係る陳情処理方針であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第170号、これは独立行政法人雇用能力開発機構を廃止

するという国の方針が出たようでありますが、これについて廃止する方向に至ったという経緯は为什么呢。

○仲田秀光観光商工部長 これは行政改革の一環で、行政改革推進本部－独立行政法人に関する有識者会議で独立行政法人雇用能力開発機構が運営している施設において、無理・無駄があったのではないかということから機構全体の見直しがあって、民営化なり都道府県への移行ということでの考え方が出てきて、昨日両大臣の間では廃止の方向が決まったという情報を得ております。

○当銘勝雄委員 特にこの中では職業能力開発大学校が職業訓練校等の指導員の要請とか貢献してきたと思うんですが、そうするとこれにかわる指導員養成とかはどこが受けることになるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 今機構は廃止しても、ポリテクカレッジやポリテクセンターそのものはまだ直接廃止ということではなくて、民間や県とかに移管して都道府県等でだめならば別の機構で引き取るという方向で今我々は聞いております。

○当銘勝雄委員 例えばその中で厚生労働省の中では高齢・障害者雇用支援機構と統合するのも一案があるという形で出ているわけですが、高齢・障害者雇用支援機構というのは、必ずしもそういうものにならないですよ、どういうものになるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 具体的に高齢・障害者雇用支援機構と独立行政法人雇用能力開発機構の統合がどういうふうになるかという形が、ちょっとまだ我々にも見えていませんので、具体的に私のほうで述べるというのは困難であります。

○当銘勝雄委員 統合の仕方は別として、高齢者の支援や障害者の雇用支援とか、そういうことですよ。これは一般的な訓練校等の指導員養成とか、そういうものにはならないわけですよ。

○仲田秀光観光商工部長 今の高齢・障害者雇用支援機構そのものは当然一般のものは持っていないので、統合したときにはその機能を職務として当然入ってきて新しい機構になるかとは想定されます。

○当銘勝雄委員　　そういうことで、私は結果的にどうも穴があくような感じがするんですが、仮に県に施設を移管させるとした場合、観光商工部長がここに書いてあるように施設の移管については課題が多いと書いてあるんですが、代表的な課題はどういうものがあるんですか。

○仲田秀光観光商工部長　　大きな所帯で機能も高度な職業能力の開発訓練を行っているということで、財政規模や人員規模とか教員の能力を県として受け入れるについては、かなり関係部局とも議論しながらやらないと難しいのではないかと考えております。

○当銘勝雄委員　　やっぱりそういう意味で、何らかの形で機能が存続されるという、そういう方向で頑張っていないと、私は確かに県がそれを受け入れてもそういう厳しいこともあると思いますので、そういう方向での国への働きかけ、あるいは場合によっては少し、形を変える形でも高齢・障害者雇用支援機構に統合させるとか、何らかの方法をとらないといけないんじゃないかと思うんです。そういう形でこれは取り組んでいただきたいということで次にまいります。

陳情第186号の沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の雇用安定と均等待遇に基づく処遇改善を求める陳情についてお聞きしますが、沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師というのは、どういうことでそこに職種が置かれているんですか。

○仲田秀光観光商工部長　　職業訓練をやって、離職や転職とか新しい職につけるため職業訓練生を雇用の拡大のために指導していくということで訓練校を置いてありまして、非常勤という置き方は正職員で十分に補えなかったり、技術と機能、時代の要請にあった講座を臨機応変に対応するためという措置でございます。

○当銘勝雄委員　　そこで、正職員と非常勤の受け持ちは違うんですか。

○仲田秀光観光商工部長　　基本的に訓練生の学課の指導ということでは一緒ですが、正職員になるとそのほかに全体のカリキュラムや訓練校の体制、訓練生のその後の就職など多方面の業務を持つということになります。

○当銘勝雄委員 今、正職員と非常勤の比率というのはどうなっていますか。

○仲田秀光観光商工部長 平成20年度で具志川職業能力開発校が62.5%、浦添職業能力開発校が54.5%、全体では58.5%の正職員の比率です。

○当銘勝雄委員 これは全国的な能力開発機構で、全国的な比較で正職員と非常勤との比率は差がありますか。

○仲田秀光観光商工部長 全国の調査は行っていないんですが、九州の正職員の平均で、九州は11%台から85%の開きがあって平均では63.8%になっています。各訓練ごとに言うと、代表的なもので福岡で言いますと、福岡高等技術専門学校が80.8%、佐賀県が1校で73.3%、長崎県が2校で78.6%と66.7%、大分県が大分高等技術専門学校で76.9%、佐伯高等技術専門学校が83.3%、あと4校ありますが、大体同じような比率です。熊本県が23.8%、宮崎県が2校で38.2%と11.1%、鹿児島県は5校ありますが、低いので24.4%、高いので35.0%で平均的には33%台です。

○当銘勝雄委員 こう見ますと、物すごいばらつきがあるんですが、私は前段で発表された福岡県や佐賀県や長崎県や大分県が順当だと思うんです。なぜかという、私も十四、五年ぐらい前には訓練会長していましたので、これよくわかりますが、基本的には正職員がやるべきですよ。しかしながら時代に応じて例えばOA機器の指導やらなければいけないとか、パソコンの指導やらなければいけないとかいろいろ出てくるので、それに対応するためには満杯正職員を入れていると、今度は対応できなくなるんですよ。そういうことから正職員比率というのをつくっているんであって、最初から50%でいいというものではないと思うんです。ですから、一番最後あたりの熊本県や宮崎県や鹿児島県は30%ぐらいですが、これは順当ではないと思うんです。前段のものが当然だと思うんです。だからそういう意味で沖縄のほうが具志川職業能力開発校が62.5%、浦添職業能力開発校が54.5%で余りにも私は問題がありすぎると思うんです。こういう形になると、本当に訓練生の指導が十分にできるかと疑問を持ちますが、どう考えますか。

○仲田秀光観光商工部長 先ほど当銘委員もおっしゃったように、時代に即した技術、それからそれに適した技術に対応していくためには、やっぱり非常勤職員の対応もぜひ必要ということで、比率的なところにはそれぞれの組織の事

情もあると思いますが、沖縄県としては今の状況で対応していきたいと考えております。

○当銘勝雄委員 そこで陳情の要請趣旨は、非常勤講師の雇用安定と均等待遇にということで求めているわけですね。先ほどの1カ月働く期間についても定期的に23日に絞られてくると。それから皆さんの設置規定において委嘱期間は1年として、2回限度で申告するという事になっているんですが、これについても私は本当に3年で訓練指導員を入れかえていって本当に指導できるのかと非常に疑問を持つわけですが、皆さんは本来ならば、例えば福岡県や佐賀県とかの80%、78%という形が望ましいと思いませんか。

○仲田秀光観光商工部長 他の県の事情は少し判断できませんが、県としては今の比率で対応していきたいと考えております。

○当銘勝雄委員 他の県の判断はいいとしても、少なくともどうあるべきかというスタイルを皆さんは持たないといけないんじゃないですか。要するに最終的なことは、そこに入ってくる学生・子供たちに対してきちっとした職業指導・訓練をして社会に送り出すというのが、まず役割であって、そのために例えば指導員がどんどん変わっていくということになると、私はこれは決して好ましいものではないと思うんです。ですから、皆さんがつくっている制度というものの自体もおかしいと思うんです。ですから資料の中にありましたが、非常勤特別職の設置規程というのがありましたが、そういうもので処理すべきものかどうかということです。本来は、私は正職員を充てるものだと考えるわけです。それを、わざわざ非常勤職員の設置規程をつくって、ここに当てはめていくと、そしてそれではまずいから今度は2回更新しか認めませんというやり方は絶対間違っていると私は思うんです、どうなんですか。

○仲田秀光観光商工部長 これは先ほどから申しているように、その時期にあった技術革新に対応できるような体制をとるということで嘱託員も設置してきております。そして嘱託員の制度については、県全体の設置規程ということで決まっておりますので、そういった趣旨にのっとって我々も沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を定めたということでございます。

○当銘勝雄委員 ではもし時代に即応して、新しい訓練科目に対応できるような形での正職員と非常勤の枠を今半々ぐらいになっているわけですが、そうい

う形で進めていきたいということですが、そんなにまで両訓練校において新しい訓練科目へと変えられていっているかという、私たちこれ見ましたがそんなにまで変わっていませんよ。例えば平成20年度、平成21年度とどんどん変わっていくかというところ、そう変わっていませんよ。だからそういうことで、そういう言い方されると私はまずいと思うんです。確かに変わっているのはあります。例えば昔縫製とかありましたが、その程度の話であってOA事務がふえているとか、建設機械であるとかそんなのは変わりませんよ。それから造園とかね、ほとんど変わりませんよ。そういうことであって、それをもって新しい科目に対応するとか、こういう改正等というのは、私は当たらないと思います。それでは最近5年でもいいし、どれだけ科目が変わってきたかというのを説明してもらえますか。

○仲田秀光観光商工部長 先ほど当銘委員からあったように縫製とかはなくなってOAなどが新規でできて、また情報関係やIT関係ができたというのが科目的には変わってきております。

○当銘勝雄委員 私も今2科目に訓練校の2009年の入校案内を持っております。今言うように確かに1科目2科目ぐらひは新しいものも入ってきております。はっきり言って十四、五年以前とそんなに変わっているものではないです。ですから、そういう形では当たりませんよということで指摘をし、そして私は今の非常勤設置規程、それでこれを対応させるというやり方は間違っているということを申し上げておきます。

次に進みますが、陳情第194号これは公契約に関する基本法の制定を求める意見書の可決を求める陳情というものですが、これは私は決算特別委員会でも前に取り上げたことございますが、要するに既にILO第94号条約ということで多くの国が批准しておりますが、我が国は批准していないわけですよ。しかしながら今いろんな労働に関する問題が出ておまして、これはやっぱり何としてでも労働者の立場からも公契約法をつくるべきだということで、各県もいろんな形で取り組みしています。前回観光商工部長の答弁でも500自治体ぐらひが取り扱われているということでしたが、今回の陳情処理方針の中身を見ますと、公正な労働条件が確保されていると考えますという点で、私は公正な労働条件が確保されていないと読み取れるんです。ですから、ぜひこれが確保されるように公契約法の制定に向けて国にもそういうことをやって、そしてまた県においては条例制定に向けて取り組むべきだと指摘しておきます。そこで、確かに法制化の動向を見守っていききたいと書いてあるんですが、私はむしろ労

働を担当する部局においては、積極的にこの問題を取り上げていくべきだと考えます。ぜひ他の県も今どんどんこれを進めようということで進んでおりますので、そこら辺のどういう状況になるかという情報もとって、取り組んでもらいたいということを申し上げておきます。

○仲田秀光観光商工部長 労働者の労働条件ということで、現在、我が国では労働基準法でそれぞれの労働条件をきちんと守るように労働基準監督官もいて、それぞれの企業と労働者の中での労働条件の確保を今図っているところでございますので、国のほうでどういった動きをするか、その辺も見守りながら対応させて、他の県の動きについても勉強させていただきたいと思っております。

○当銘勝雄委員 次に進みます。陳情第201号吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情で、これは私は一般質問でも取り上げてきましたが、一般質問では知念村漁業協同組合から温排水を大量に放出されると困るということでの趣旨のものでしたが、今回の陳情というのは知念村漁業協同組合ではなくて、中城湾沿岸漁業協同組合長会からの陳情になりますが、そういう意味では知念村漁業協同組合だけではなくて中城湾沿岸漁業協同組合のほうも心配しているのを見るんです。そこで温排水の措置変更を求めるということで出ているんですが、知念村漁業協同組合から出ていたのは温排水を直接流すなどということでしたが、これを蒸気タービン冷却使用後の海水を循環式に変えなさいと、循環式に変えなさいということは水に変えなさいということですか。

○仲田秀光観光商工部長 はい、そういうことです。

○当銘勝雄委員 そうすると、水に変えらるとなるとこれは工業用水を使うということですか。

○仲田秀光観光商工部長 はい、工業用水を使わざるを得ないということになります。

○当銘勝雄委員 その冷却塔方式で、例えば海水を使う場合は1日の使用量が約210万トンということになっていましたが、この工業用水によるところの循環方式になるとどれぐらいの水使用量になるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 使用するのは1日約2万2000トンなんですが、蒸発したりなくなる分があり、補給しないといけない分があって、これが1日工業用水6万トン必要ということです。循環はさせるんですが、なくなるのがあって、毎日6万トンは補給しないといけないということで、そうするとそういうものは今工業用水の供給能力からはないと沖縄電力も確認してしまして、それでちょっと困難だと中城湾沿岸漁業協同組合長会にも説明をしているようすが。

○当銘勝雄委員 他の9電力会社においてもこれは採用していないということですか、他の9電力会社とはどこのことですか。

○仲田秀光観光商工部長 東京電力や北海道・中国・四国や九州とか、全国大手の電力会社、家庭や企業に供給している電力会社です。

○当銘勝雄委員 物理的に無理だという書き方されているわけなので、そこら辺は真意のほどわかりませんが、実際に6万トンいるのかどうか、あるいはこれよりも少なくで済むのかどうか、ここら辺はよくわかりませんが、そこら辺は確認する必要があるのかと思うんですが、いずれにしてもこれは、これだけの温排水が出ることについては問題だということで、これが工業用水でできないとするならば、今の海水を使った温排水のあり方そのものを変えていかないといけないのかという感じはするんですが、そこら辺については検討されていないわけですか。

○仲田秀光観光商工部長 今の冷却は海水によるか工業用水によるかということで聞いてます。そして沖縄電力が供給している具志川火力発電所・金武火力発電所についても海水で、他の電力会社もそういった海水での冷却となっていると聞いております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 1ページ陳情第170号、ポリテクカレッジ・ポリテクセンターのこれまでの実績とかは把握しているのか、要するに県としては必要性を強く感じていますということなんですが、今までの実績、どういう実績があったのか、そして県は統廃合に対して存続を求めてどんな動きをしたのか、この2

点をまずお聞かせください。

○仲田秀光観光商工部長 実績は後で確認しますが、存続ということについては昨日、統合がなされたばかりで、これからどういう対応ができるか関係市町村とも連携をとりながら検討していきたいと考えております。

今手元に資料を持ち合わせていないんですが、県内就職率は70%ぐらいということで把握しております。後ほど卒業生の実績等についてはお届けします。

○渡久地修委員 では後で知らせてください。

昨日統合が行われたのでやっていないというんだけど、陳情というのは11月6日です。存続を求めてくれという陳情だったんですね、県はそういう話がある時に必要性というんだったら、やらないでください、残してくださいという動きをやったんですかということ聞いているんです。

○仲田秀光観光商工部長 検討はしていますが、国のアンケートに回答したことはありますが、動きということではやっていないです。

○渡久地修委員 アンケートには何と回答しましたか。

○仲田秀光観光商工部長 訓練校の移管は困難であるという回答はしておりません。

○渡久地修委員 だから、回答でも存続は要求していないわけですよね。私はそういう意味では、もっと沖縄の仲井眞県政の大きな失業率、こういう事態があるのに、特に失業解消にも決定的な場所ですよね。そういうものに存続要請しないと、私はおかしいと思うんです。それと沖縄振興計画の中でも、これまでのいろんなものを反省して、箱物だけではなく、こういう失業をいかに仕事をふやすかとかいろんなものまで出てきたと思うんです。この2つの沖縄職業能力開発大学校及び沖縄職業能力開発促進センターというのは、沖縄振興計画の中で位置づけられているものではないのでしょうか。全く別もの、沖縄振興計画とは関係ないものなのか、どっちなのでしょう。

○仲田秀光観光商工部長 沖縄振興計画では特に名称と組織というものはないんですが、その実施計画である分野別計画では沖縄職業能力開発大学校や沖縄職業能力開発促進センターの必要性をうたっております。

○渡久地修委員 これは沖縄振興計画の中で位置づけられているものなんですよ。だからこれを廃止するのはおかしいということで県が強く出ないといけないんですよ。皆さん方沖縄振興計画何とと思っているんだと、復帰特別措置を何とと思っているんだと言うぐらいの強いもので国に当たらないといけない。アンケートにとれませんかという筋合いではないんですよ。沖縄振興計画そのものなんですよ。今の答弁聞くと、知事含めて皆さん方の認識不足だったと私は思うんですよ。これは沖縄振興計画の中で絶対につぶしてはいけない立場でもう一回出直して、そろそろ知事が政府要請行くと思います。この中に、これは沖縄振興計画の位置づけでこれは廃止することは許されないということで、至急検討して動いてもらえませんか、どうでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 これは部内で検討させていただきます。

○渡久地修委員 ぜひお願いします。それと、2 ページ陳情第186号。これは、いわゆる非常勤講師の雇いどめだと思うんですが、さっきのやりとりを聞いていて、観光商工部長どういう立場で答弁しているんだろうと思ったんですが、いわゆる観光商工部長で労働行政も担当する、いわゆる労働者の失業問題とか雇いどめの問題も担当する、一方で学校の経営も担当する、さっきの答弁はどここの立場で答弁しているんでしょうか。私さっきから聞いていて非常に聞きにくい、不思議な答弁だったんですが、答えられたらお願いします。

○仲田秀光観光商工部長 どちらの立場というか観光商工部長ですので、県の労働商工行政を施策推進する立場です。

○渡久地修委員 それで、今の問題や今度の議会でも大問題になった、非正規講師の問題、いわゆる労働者の職業の安定を凶るというのも大きな観光商工部長の所掌の範疇ですよ。その立場から見ると今回の雇いどめの問題で、おととい厚生労働省が経済状勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について、という通知を今回の非正規講師の問題で都道府県の労働局長あてに出していますね、これは十分把握していますか。

○仲田秀光観光商工部長 これは労働局長に対する通知で、その内容は把握しております。県にはその情報がきております。

○渡久地修委員　そこで、現在の情勢下において労働基準法等で定められる条件を確保されなければならないことが言うまでもないが、加えて解雇や雇いどめ、労働条件の切り下げ等は、労働者の生活に重大な影響を生じさせる問題であることから、労働基準法等に違反しない場合であっても労働契約法や裁判例等踏まえ適切に取り扱われることが重要であると。そしてそれぞれこうしなさいというの書いてありますよね。そして雇いどめ労働契約法、これは途中で解雇は絶対やってはならない、そして人員整理の場合でも人員削減が本当に必要性があるのか、それから解雇・回避の措置が本当にとられたのか、それから人員整理の合理性があるのか、労使協議がどうなったかという解雇の4要件、こういったものもあるんですが、今回の浦添職業能力開発校の問題に関して、私は非常に、皆さん方次から来なくていいですよというのには当たらないと思うんですよ。これまでの判例等に合わせても、その辺皆さんどう思いますか。

○仲田秀光観光商工部長　我々は非常勤の設置規程に基づいて雇用していますので、その契約とおりの対応をしていると考えております。

○渡久地修委員　その有期労働契約の締結、更新及び雇いどめに関する基準についてと、当然これも皆さん知っていると思いますが、以前私は那覇市議会にいましたが、そこでも非常勤職員の問題があつたんですが、向こうでも決めたときに2つのものが起こつたんです。決めて雇われた人たちは決めたとおりに更新して2回か3回で変わらないといけない。ところがそれ以前の人には適用されないという問題もあつたので、そういう人たちは今でも勤めて私のいるときはそうでした。それで、この判例の傾向を見ると、繰り返し更新が行われていたものは、長期間の雇用と継続雇用、これが継続雇用とみなすという判例になっているんです。だからこれでは雇いどめは認められていないということになっているんです。だから皆さんが今やろうとしているのは、この判例にも私は合わないんじゃないかと思います。そしてさっき言った、厚生労働省の通知では、こういったものも参考にしながら、今特に労働基準法に違反しない場合であっても、今適切に労働者側に立って扱いなさいということがあつたんです。だから、私はさっき言ったけれども、観光商工部長はそういう経済情勢、今の雇用情勢等から見て、これはきちんと判例でもあるわけだから、こういう雇いどめを今やるということは私はやっていけないと思うんですがいかがでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長　これは前から本人とも調整しながら平成9年にやっ

た措置でございますので、そのまま契約どおりにするというのが今の方針でございます。

○渡久地修委員 だから、平成9年にやろうがその10年も前からずっと繰り返し、繰り返しやっていた人たちには、雇うときにあなたは定年まで雇いますという約束もやって、その人たちにははっきり言って雇用継続ずっとされるというものの既得権というのが成立しているわけです。実質無期契約タイプ、期待保護反復更新タイプとかいろいろこれに書いてありますけれども。そして、厚生労働省はこれを今使用者に徹底しなさいと言っているんですよ。それを皆さんが使用者に徹底するんですよ。これは皆さん自身が守らないといけないと思うんですけど、どうでしょうか。私は今のやり方はおかしいと思うんですけど。

○仲田秀光観光商工部長 今のところ既に本人とも3年延長、3年までということでの了解がとられておりますので、そういう方針で進めていきたいと考えております。

○渡久地修委員 そう言っているけど、本人たちがそうじゃないと言って陳情出ているのに、今これ以上やるとまた時間長くなるので、この一昨日出た通知、そして厚生労働省から出た通知をきちんと判例などにも照らして、そして観光商工部長、労働者の生活と権利を守るという労働行政の立場に立った答弁を最後にお聞きしたいんですが。

○仲田秀光観光商工部長 今の判例等については勉強させていただきますが、当初の今の契約がなっていますので、現在はそのままその対応をやりたいと考えております。

○渡久地修委員 とにかく私は、今回の雇いどめの措置はこれからいったらおかしいと思っています。これは引き続きやっていきたいと思っています。これ以上言っても今進展ないはずだから、ここで終わっておきます。

それと、5ページ陳情194号公契約の問題ですが、先ほど当銘委員がやりましたが、県の発注で公正な労働条件が確保されていると言っていました。これは私も現実に実現されていないと思うんです。それで、県の公共施設での警備業務、2年前ぐらいに那覇市で大問題になって、県は改善したのかまだしてないのか、那覇市は一度改善してまたもとに戻したとって大問題になっていましたが、最低賃金以下で雇っているという事態が発覚して県でもそれが起

りました。だから、そういった問題を把握しているのかどうか、それと陳情が出ていましたが、県が発注する公共工事でのダンプの請負なのか労働なのか、非常にどこにも属さないような不可思議な契約形態になっているんですが、直接工事費、いわゆる直工費を県は積算して出すんですが、この人たちは元請から下請いって下請から孫請いって、大体その下ぐらいにダンプの人たちがくるんですが、どんどんたかかれて生活できないくらいの水準のものしかないわけです。ところが、直接工事費というのは県が積算した、これはこの人たちが最低限の成り立つガソリン代やダンプの返済とか含めて積算されているんですが、その額が直接そのままくるんだったら適正と言えると思うんですが、どんどん落とされてこうなっている。これで本当に適正と、確保されていると皆さん本当に言えるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 今のダンプの状況というのは私は把握しておりませんが、先ほどの警備について一部県のほうでそういう不適切な賃金体系があったということで、我々のほうでも各部局長、団体にもそういうことがないように、平成19年に適正にするようにということでの通知文書を流して、適正化に努めているところであります。

○渡久地修委員 去年出して努めている、その結果はきちんと把握していますか。

○仲田秀光観光商工部長 はい、文書を出して調査して具体的に確認して、その周知方の文書、あとはそういう最低賃金以下はないという確認はしております。

○渡久地修委員 私たちはよく警備員から話を聞くんですよ。もう警備の人たち本当に大変です。最低賃金、時間で本当にやるんですが、一人である高校の夜間、そして隣町の昼間の警備、それをずっと行ったり来たりするんですよ。ガソリン代は全部自己負担、そういったのが現にやられているんです。いくら働いても貧困から抜け出せないのが警備の実態なんですよ。果たしてここでいう公正な労働条件が確保されているかということになってくると思うんですよ。だから私はその辺も含めてぜひ調査もしていただいて、さっきのダンプの件も調査していただいてほしいと思います。だから私は適正な労働条件が確保されていると考えております、というのは当たらないと思います。少なくとも平成19年度までは確保されていませんでした。今努めているというんだったら

わかるよ、だから私はこの公契約、少なくとも公共工事でやるものに関してはきちんとやるということを、先ほど当銘委員からもありましたが、条例でもやるという立場を明確にしてほしいと思います。これは調査もしていただきたいんですが、警備、ダンプその辺最後にお聞かせください。

○仲田秀光観光商工部長 調査の方法ですが、警備等については我々のほうで通知もできるんですが、実際の公共工事とかになると他部局になるので、そういった申し入れはやっておきたいと思っております。

○渡久地修委員 ぜひよろしく願いいたします。

6 ページの陳情第201号、陳情をよく見ると環境調査に関する陳情で、漁場環境が悪化していると、そして8 漁業協同組合が文化環境部長あてに環境調査についての陳情を出したが、回答は見られないというようなことを書いているんですが、ここで漁場環境の悪化と書いているんですが、どんなふうな悪化が現に懸念されているのか、水産行政の立場から。

○金城明律水産課長 漁業者がどんな環境の悪化を懸念しているかということについて具体的には承知しておりませんが、陳情の趣旨等からかんがみますと、海水の温度が上がるので漁場環境に影響があるという話と、それから他の項目も見てみたんですが、その中で冷却水を海水を海からとって冷却して排水をすると、海水を海からとる過程で魚の卵やプランクトン等に影響があるのではないかと、こういうことを懸念しているようでございます。

○渡久地修委員 では県の水産行政を預かる皆さんとしては、今観光商工部長の話は話でいいんですが、漁業を所管する皆さんからしたら、これについてはどう思っていますか。

○金城明律水産課長 環境影響評価の内容等から、環境法令審査して終わっていると。それから本会議で文化環境部長の答弁等にもありましたが、海域への影響というのは非常に少ないという、環境影響評価の調査結果が出ているということではあります。漁業者がそういう懸念を持っているとすれば水産業振興の立場からは、その後の温排水でどういう影響が出たのかというモニタリングの調査をしっかりとしてもらいたいと考えております。

○渡久地修委員 これだけ出ているので、水産行政の立場としてもしっかりと

した調査をやっていたきたいと思います。

最後に7ページ陳情第202号ですが、ぜひ中小企業への周知徹底をやっていたきたいと思います。今このような金融危機のもとで全国的に貸し渋り、貸しはがしも起こっているのです。ぜひ対策を急いでいただきたいと思うんですが、これとの関連で1つだけ。信用保証が部分保証に変わりましたよね、やっぱりこれが大きな貸し渋りの原因になっているんじゃないかと。だから、銀行は自分たちの保証分があるから貸し渋りになっていると。これをもとに戻すというのはとっても大事だと思うんですが、その辺県としてはどうでしょうか。皆さんもやっぱり100%に戻したほうがいいんじゃないでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 これは全体の保証制度の話できているので、それぞれ民間も民間なりの責任を持った貸し出しがあったほうが適当だろうということで、制度が適用されていますので、我々としてはその中でも特に資金繰りに苦しんでいる場合には、それなりの沖縄県信用保証協会ですら持っているような仕組みを考えていますので、そういった柔軟な対応ができるような体制を検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員 ぜひ今の部分保証から信用保証にもとに戻すようにという立場でこれからも頑張っていきますが、とにかく中小企業への今の対策が十分に行き渡るように頑張してほしいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 陳情第170号、そして少し関連もします。陳情第186号についても伺います。職業訓練行政が今非常に問われているというか、企業のあり方も問われつつある中で、この雇用能力開発機構が廃止されるということもあり、県のほうではここで働く職員の皆さんから雇用安定と処理改善を求める陳情が出されております。県として、職業訓練事業はどれくらいの枠が必要なのか、県内の雇用情勢含めて今どれくらい必要なのか、またポリテクカレッジ、ポリテクセンター含めて職業訓練をする場が実際県内の失業率、または職業訓練の需要にこたえきれているかどうか、数字などあればそれも含めて教えていただけますか。

○仲田秀光観光商工部長 県の訓練校の数字しか今把握しておりませんが、浦

添職業能力開発校では修了者が347名いて、就職率が70.6%です、年度は平成20年の6月現在ですので平成19年度になると思います。具志川職業能力開発校は修了者210名で就職率83.9%です。

○上里直司委員 この2つのことを聞いているんですが、ポリテクカレッジ、ポリテクセンターの現在通われている県内の訓練学生は何名ぐらいいるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 済みません。数字は持っていませんが、ほとんど県内のかたで県外からは四、五名だということです。

○上里直司委員 そうするとここが存続しない場合、廃止になった場合、職業訓練校に通っていた皆さん方はどこにいかれるのか、どういう訓練をされるのか教えていただけますか。

○仲田秀光観光商工部長 我々としては訓練校、ポリテクカレッジもポリテクセンターも必要性は十分感じておりますので、その廃止はないようにと、ただどこが所管するかということです。今、国の能力開発機構のほうでやっていますが、この機構が廃止してその訓練校を県か市町村か民間に移管すると、そして県が受け取れない場合には国の機構で統合させるということです。訓練校そのものの存続の必要性を我々は感じております。

○上里直司委員 今、人ごとのように県がとか市町村がと言って、もし県が必要性に迫られたらそれは県がやらざるを得ないといけないわけだし、民間がといっても民間のだれがやるかわからない状態ですから、この方がどこに行くのかというのはやっぱり雇用の情勢や職業訓練行政に大きくかかわってくるはずなんです。だからさっき渡久地委員がおっしゃっていましたが、やっぱり国の責任で行うべきであるというのであれば、そのことをしっかりと国に伝える必要があると思います。その意味でも先ほど部内で検討するとおっしゃっていましたが、必要性があると感じていて、そしてそれがあつた種その公共的な機関が担う必要があるのであれば、やっぱり国にちゃんとその意思を伝えるべきだと思いますので、もう一度そのことについて部内で検討するという意思をお聞かせいただきたいと思います。

○仲田秀光観光商工部長 結局どこが所管するかということになりますと、い

ろいろ財政的な問題や能力開発機構の講師の確保の問題もあると思いますので、部内でちょっと検討したいと思っております。

○上里直司委員 全くの提案であるんですが、やっぱりこの職業能力開発大学校も雇用保険の職業訓練の事業の中で特別会計の中で能力開発機構に補助金が出て、補助金が出ていた中で運営されているわけですよ。もともとはその雇用保険というのが原資なわけですよ。やっぱり県がもっと主体的になって失業者にに合うような、または職業訓練に対応するような原資をちゃんと確保するように、これはすごくハードル高いんですが、実は国が廃止ということはそこまで県が要求してもいいかと思うんです。だから、皆さん雇用保険の問題は自分たちの問題ではないというか、所管するところではないと、重々承知していますが、ぜひそこまで踏み込んで県にとって必要な職業訓練行政とはなんぞやということも考えていただきたいと、これは要望にとどめておきたいと思っています。

続いて陳情第186号について、皆さんの陳情処理方針を見ていて少し教えていただきたいのは、経過・陳情処理方針等の中で3ページの文書の4行目のほうに、平成18年度に浦添職業能力開発校に在籍していた非常勤講師の委嘱については云々とあって、全員について起算年を平成19年度とし、委嘱期間は1年で2回を限度に更新するという取り扱いをされていらっしゃるんですね。これによって現在職業能力開発校に在籍している、平成18年度に在籍していた委嘱で、どれだけの方がその委嘱期間を終えることになっているんでしょうか。それが全体の中の何名ぐらいに当たるのか、教えていただけますか。

○仲田秀光観光商工部長 現在、浦添職業能力開発校に非常勤講師が15名おられます、そのうち平成21年度終了が7名です。

○上里直司委員 そうすると平成21年の3月にその期限を迎えるということなんですか。

○仲田秀光観光商工部長 平成21年度なので平成22年3月です。

○上里直司委員 そうすると平成21年の3月、直近なんですが、直近でやめざるを得ないという方はいらっしゃるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 これは3回まではできるので、本人が希望すれば平

成21年度までは更新できるということです。

○上里直司委員 今まで非常勤職員の皆様で、最長お勤めになられている方というのは何年の方がいらっしゃるって、平均すると何年ぐらい指導員として御活躍されているのか教えていただけますか。

○仲田秀光観光商工部長 平均はわからないんですが、最長は18年です。

○上里直司委員 そもそもではあるんですが、この18年の方もいらっしゃるってそれに準ずるような方もいらっしゃると思うんですが、指導員という教師的な指導される方ですから、ある程度の経験が必要だと思うんですが、皆さん方にとって指導員というのは、この規則を抜きにしてある程度の経験を有した方がなるべきだと私は思っているんですが、皆さんの考え方はどうですか。

○仲田秀光観光商工部長 これは指導員資格ということで、経験も踏まえた指導員資格が必要なので、それなりの能力と指導力が必要ということになります。

○上里直司委員 それなりの能力が必要ということなんですが、18年というか、皆さんの基準に基づいた採用によると、今の規定によると最長何年間指導員として勤務できるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 今の規定では最長3年で、あとは協議ということになります。

○上里直司委員 そうするとその3年というのは、そもそも能力開発校において3年しかと私は思っているんですが、3年しか教えないというのは、その期間というのは皆さん妥当だと思うんですか。3年ぐらいあれば大丈夫だという判断なんですか。それとももう少し期間はあったほうがいいという見解なんですか、どっちなんですか。

○仲田秀光観光商工部長 今の規則内では3年と。ただし、どうしてもということであれば所管の課と調整して延長の可能性はあるという規則になっております。

○上里直司委員 私が言っているのは規定云々ではなくて、職業訓練の指導員

たるものが指導する期間として3年しかいけないということについて、妥当なのかどうかです。それは皆さんのほうが詳しいわけですから、本当はもう少しいてほしいんですが、規定がこうなっているからということによってそうになっているのか、本当の望ましい期間は最低これぐらいあったほうがいいのかというのは見解があるんじゃないですか。それをお聞かせいただきたいです。

○仲田秀光観光商工部長 特に何年ということではないんですが、一応そういった嘱託の規程というのは3年でございますので、その後には広く人材を求めるという対応を今、我々はやるということです。

○上里直司委員 では今、仲田秀光観光商工部長がおっしゃった3年を超える場合は人事課長と協議をするということは、要するに浦添職業能力開発校においても3年以上勤務したい場合は、というか、続ける場合は人事課長と協議するということなんですか。

○仲田秀光観光商工部長 広く公募して、どうしてもという本人の希望ということではなくて、本人の希望も聞きながら県として公募して、広く人材を募ったかどうかという状況も確認しながら関係部局と調整するということになります。

○上里直司委員 ということは公募して、皆さんの条件に合うような方がいらっしゃらなかった場合は当然その条件に合う、働いている皆さん方については人事課長と協議をしていくということなんですか。

○仲田秀光観光商工部長 それはどういう対応になるかその場にならないとはっきりわからないんですが、少なくとも公募して今までいた人しかいないということであればそうなると思います。

○上里直司委員 2つめの陳情者からの要請項目の2番目、訓練生の夏休み・冬休み・春休み期間中における勤務の必要性を認めということで、要請項目に掲げていますけれども、ということはこの陳情者の皆さん方は実際に訓練生の夏休みや冬休みの期間中には勤務をされている、または勤務とは言えないが訓練生の指導のために時間を割いているということなんですか。

○仲田秀光観光商工部長 以前はそういうのがあって、それを是正してきたと

ということです。したがって今の設置規程では講義を持った時間というのが支払いの対象で、休みはその対象ではありませんということです。

○上里直司委員 私が聞いているのは、実際こういう陳情を出されているから実際に働いている、または働いてはいるにせよ、訓練生の指導に指導員の皆さん方が時間を割いている、それを皆さん把握しているのかということなんですよ。

○仲田秀光観光商工部長 入学とかそういった前の依頼して出てきてもらってというのはあったようでございますが、休みの期間、実際に研修していたかどうかというのはその人の実際の対応になるんですが、今の規程ではそれは対象になりませんと、実際の講義の時間が対象ですということです。

○上里直司委員 だから、なりませんということは、実際にはやっているけれども皆さんの規程の中ではならないということであって、やっている事実は一応わかっているということなんですよ。

○比嘉徹雇用労政課長 浦添職業能力開発校においては、以前2分の1一律に認めてきたという経緯は確かにあったようなんですが、ただこれは嘱託員の訓練指導員の発令というのはあくまでも訓練時間を担当していただくということで、外部のそういう技術をお願いして講義や訓練をしていただいているということで、授業の訓練時間のないときというのは通常対象にならないわけです。ですから、そういった意味で夏休みとか授業のないときは校長もそういう業務の命令は出していないわけです。そういうことで対象になりませんということです。

○上里直司委員 皆さんは答えたくないということなのかもしれませんが、やっている事実があるからこういう話をしてくれているわけなんです。そこで、指導員の役割・仕事という中にはこの授業だけなんですか。授業以外にも、例えば訓練生の就職のあっせんや相談とかそういう業務は指導員の仕事の中に含まれているんですか。

○仲田秀光観光商工部長 嘱託の指導員の中にはそこまでは課していないです。正職員の場合には記憶あります。

○上里直司委員　しかし正職員であろうが非常勤職員であろうが嘱託員であろうが、生徒を教えるわけですよ。受け持つわけですよ。当然自分は嘱託だからその相談は受けられないとか、あっせんできないということ、特にこの浦添職業能力開発校の方々は結構長い間いらっしゃるわけですから、やっぱりそういう相談に乗ってきている経験もあるものですから、当然それを自分は嘱託だからやらないという立場じゃないと思うんです。だからそこはやっぱり認めるべきだろうというのが私の見解であって、皆さんはそれを認めないということなんだろうと思いますが、ここは見解が分かれると思うので続けます。それで社会保険、厚生年金と健康保険の加入ということでありましたが、皆さんの陳情処理方針が4ページに書かれています、県職員の1週間の勤務時間は40時間で、適用基準は週30時間以上ですと。そして非常勤講師の訓練時間数は週平均23時間程度とあるんですが、これは週平均というのはすべての授業時間を全部とらえてから週平均というのは出しているんですか、それともある一定の時期の期間をとらえて週平均というのは出しているんですか。

○比嘉徹雇用労政課長　この訓練時間というのはもちろん科目だとか人とか、それから先ほど申し上げました夏休みのある月とか、そういったこととは違うんですが、今持っている嘱託・非常勤職員の総合を平均してこの時間だということですよ。

○上里直司委員　平均ということですが、多い方もいらっしゃるということですよ。

○比嘉徹雇用労政課長　これは陳情処理方針に書いてあるようにマックスで28時間で、超える方はいないということです。

○上里直司委員　やっぱり厚生年金、健康保険・社会保険の加入というのは雇用時間というのがおおむね4分の3以上なんですよ。だからやっぱり加入させてほしいということの要望というのは、最大28時間がマックスで23時間ぐらいだからというけれども、皆さん方は指導員という仕事は確かに授業をする時間が、もちろん働く時間になるんですけれども、今県立芸術大学の皆さんもいろいろ労働委員会に諮ったりしている中で、結局準備したり前後の時間というのがあるはずなんです。そういうことを含めると労働時間というのは比較的長くなるはずなんです。そういうことで、現場の実態は把握して要望にこたえるべきじゃないかと思うんです。だからこのおおむねという規定があるんです

が、この要望はこたえたほうがいいんじゃないでしょうか。私の見解なんですか、いかがでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 今のところ4分の3に満たないということで、我々としては今ちょっと困難ですということで対応しております。

○上里直司委員 見解の相違ということであるんですが、やっぱり嘱託や非常勤職員の皆さん方の働く環境がこれほどまで悪化している中で、最低限こういうところの環境確保というのはやっぱり労働行政を扱う部署ですから、しっかりやったほうがいいのではないかとというのが私の感想であります。

そしてもう一つだけ、訓練指導員の資格というものは、法律で要件というものは定められているんですか。

○比嘉徹雇用労政課長 職業能力開発促進法の第28条において、職業訓練指導員免許ということで、列挙されております。

○上里直司委員 列挙されてるというのは、主にどういうことなんですか。資格の要件や試験はあるんですか。勤務年数とかあるのか。

○比嘉徹雇用労政課長 基本的には厚生労働省の、試験などを受けて行うということなんですが、そのほか資格取得、例えば48時間講習を受けてできるものとか、これは厚生労働大臣が指定する講習ですが、その受講を受ければできるものなど、そういった規定になっております。

○上里直司委員 当然公募するからには、有資格者を募集するわけですよね。県内ではその有資格者というのは何名いらっしゃるんですか。

○比嘉徹雇用労政課長 先ほど申し上げました、厚生労働大臣が指定する講習、48時間講習と呼んでますけれども、そういった講習を受けて、そういう資格を有するものが累計で4728名、これは県内において平成19年度までの数字になっております。

○上里直司委員 とにかくこの陳情の趣旨としても平成22年3月には15名中7名もやめざるを得ないというか、更新ができないということは、やっぱり訓練生にとって7名が大きく入れかわるということによっても、大きな変化、影響

を及ぼすのではないかという懸念がありますが、やっぱりこの辺もう少し慎重にやっていただきたいということを要望して、最後に陳情第201号についてお伺いします。吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情ですが、吉の浦の火力発電所そのものは工事もしていますし、実は私の感想としてはもっとこういうものは早い時期に、建設する前にこういう要望等が出されるはずなんだろうと受けとめているんですが、なぜ着工もして工事も進んでいて、という中で、漁民の皆さんが今になってという表現がいいのかわかりませんが、この時期に要請というか環境調査をやるようにという要望されたのはどういう背景なんですか。

○仲田秀光観光商工部長 ちょっと細かいことはよくわからないんですが、工事着工に当たっては環境影響評価すべて施工事業の人がやって、それは今陳情処理方針の（１）で示してありますが、関係法令等の審査を満たしているということで、沖縄電力としても今委員がおっしゃるように、なんであのときなかったのかという話は聞いておりますが、具体的な答弁にはなっていないんですが、そういう手続は踏んでやっているということです。

○上里直司委員 それでも漁民の皆さんが温排水による漁場環境の悪化について大変懸念をしていると。説明責任も必要でしょうし、そういう場も必要なんだろうと見ていますので、その辺も環境改善に向けて皆さんも努力されてください。よろしくをお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 当銘勝雄委員、渡久地修委員、上里直司委員と執行部とのやりとりを聞いていて、私の感想としてまことに残念でございます。これは観光商工部の姿勢が問われる。観光商工部長、各課長の答弁聞いていても、熱意が全然感じられません。これ部長は、観光商工部長ですから観光に非常に力を入れておりますけれども、どうも労働行政にいまひとつ力を入れていないように、入れてないというのはおかしいけれども、少し弱いような気がいたします。これまでのやりとりを聞いていて、職業能力開発校のことにに関してなんですが、これまで一生懸命頑張ってきた皆さん方が、もっともっと意欲を持って、やる気を持って頑張っていけるような、そういう環境をつくるのは皆さん方の仕事ですよ。従来どおり、こうだったから、ああだったからじゃないですよ。本

当にこういう人たちが、今まで長い人は18年間も子供たちの教育指導のために頑張ってきているわけですよ。今特に雇用労働環境が厳しい中で、最も力を入れていかないといけない時期に、これまで従来どおり、従来どおりではだめですよ。条件を変えるためには総務部とけんかしてもいいじゃないですか。何も向こうの言うとおりに聞くことないですよ。普通の一般事務と嘱託員は違うんだから。総務部とけんかしてでもこういう人たちの労働条件というのはよくするべきだと私は思います。今までの話を聞いていて全然熱意が感じられない。非常に残念です。

前置きはさておいて、具体的な質疑に入ります。開校当初の浦添市と具志川市の能力開発校の正規の職員と嘱託員の割合はどうだったんですか。

○仲田秀光観光商工部長 申しわけないんですが、復帰前の資料で今手元に持ち合わせておりません。

昭和30年に英語科、英文タイプ科、経理事務科という3科でスタートしております。人数的なものについては十分把握しておりません。

○前島明男委員 今手元に資料がないようですから質疑を変えますが、なぜ、どうして正規職員と嘱託職員に分けたのか、その辺の理由をお聞きしたいと思います。

○仲田秀光観光商工部長 これは先ほどから申しているとおりに、その時期にあった科目が対応できるように、非常勤の講師ということでの設置になっております。

○前島明男委員 ただそれだけですか、ほかに安上がりを考えてやったとか、そういうことはないですか。

○仲田秀光観光商工部長 基本的にはないと理解しておりますけれども。

○前島明男委員 だったら最初から全部正規職員でやるべきじゃないですか。

○仲田秀光観光商工部長 先ほどから説明したように、比率が幾らかという基準はないんですが、やっぱりそういう非常勤・嘱託にも対応しながら柔軟な体制ということで考えております。

○前島明男委員 これは今の沖縄県内の雇用情勢、失業状態を見た場合に沖縄の失業率というのは、大体全国平均の倍近くありますよね。それを考えた場合に本当にこの職業能力開発校の果たす役割は非常に大きいんですよ。だから本来ならば、先ほど当銘勝雄委員からの質疑のときに答えがあったように、約80%前後の正規職員率だと。本来ならば80%ではなくて、100%ぐらいあってもいいんですよ。学校現場において臨時職員というのは、先生が病気したとかいうときに臨時職員を雇うんですよ。この職業能力開発校も職業訓練生をしつかり教育して技術を高めて世の中ですぐ使えるように送り出す、それが職業訓練校の役割ですよ。であれば、正規職員でやるべきことだと私は思いますよ。いろんなことがあって100%いかないというのであれば、沖縄は幾らでしたか、具志川職業能力開発校が平均62.5%、浦添職業能力開発校が54.5%と、確かそうですよね、これは余りにも低すぎるんじゃないですか。

○仲田秀光観光商工部長 適切な基準というのは定めていないんですが、余りに低いということはないと思います。

○前島明男委員 低い、低くない、そういう認識ですか。これだったら約半分方嘱託員ですよ。これ低くないんですか。もっと正規職員率を高めていかないといけないですよ、そういう努力を皆さんしないといけないですよ。そして、先ほどからいろんな指摘がありますけれども、そこで指導する嘱託員の皆様方が、もっと希望を持って一生懸命子供たちの教育に打ち込めるような環境をつくってあげるのが皆様方の努めではないですか、どう思いますか。

○仲田秀光観光商工部長 実務にたえられるような、すぐ実務に飛び込めるような訓練技術・能力を教えるのが訓練校だと思うので、訓練校の講師には、そういうことを望みたいと考えております。

○前島明男委員 皆様方の嘱託員の待遇を見た場合に、私から言わせれば余りにも悪すぎる。見解の相違と言われればそれまでだけれども、今まで従来やってきたことが、一つ一つカットされてきて、現在の状況というのは以前に比べて非常に悪い状況になっていますよ。そう思いませんか。

○仲田秀光観光商工部長 労働条件ということで、勤務時間等については以前よりかなり少なくなっています。ただこれは今までの県のトータルの嘱託の規程が十分に浸透していなかったというのもあって、関係部局から指摘も受けて

規程を整備したということでございます。

○前島明男委員 観光商工部長、規程、規程と言うんですが、規程、法律、条例とかそういうの必要に応じて変えないといけないですよ。何もそれにがんじがらめにされる必要ないんです。よいようによいように変えていくのが条例、規程、法律、そういうものですよ。それに縛られてこれは規程と、決してよい規程、条件ではないんじゃないですか。それから最初、採用したときに今も長い人で18年いるんですが、どういう条件でそういう人たちを採用したんですか。私はある程度そういう人たちから聞いていますが、どういう条件で採用しているんですか。

○比嘉徹雇用労政課長 雇用条件はお話した1年更新の、今言った形でお願いしているということです。

○前島明男委員 これは規程ではそうなっているけれども、ずっと皆さん方雇用しますよと。例えばあるA会社に勤めていて、それを嘱託に採用して1年採用します、長ければ2年、1年契約伸ばしますと。あなたがその立場だったらどうしますか、それで来ると思いませんか。資格を持ってある会社に勤めている立派な技術者が、県のそういう採用規程で来ますか。あなたならどう思いませんか、その角度からいったら。

○比嘉徹雇用労政課長 個人的な見解は別としましても、ずっと従来そういう形で任用はしておりますので、今言った平成19年以降も同じ条件で雇用されているケースもあります。そして具志川職業能力開発校においては、そういう形で今運営しているわけです。

○前島明男委員 最初はずっと継続して更新、更新でずっとやりますよと、そういう約束のもとにきて、今までこういう人たちは18年も頑張ってきているんですよ、それをここまできて今この人たちは50歳でしょう。1年、2年で契約を切られたらこの人たちは路頭に迷うんじゃないですか。この人たちはその後どうなりますか、皆さん方責任持って仕事をあっせんするんですか。

○仲田秀光観光商工部長 やっぱり今の1年ということですので、特にその後の対応というのは応募のときに、そういう条件で入ってもらっていると理解しております。

○前島明男委員 皆さん方はきれいごとと言って、雇用の拡大とかチャンスを多くの人に与えたいとか、そういうきれいごとと言っているけれども、皆さん方のような要件で本当にいい技術者、いい資格者が来ると思いませんか。1年契約で、しかももう一年しか更新しませんよと、そういう条件で本当に立派な資格を持ったやる気のある人が、皆さん方の応募に来ると思いませんか、来ませんよ。本当に今まで一生懸命、就職の世話をしたり一生懸命やってきた皆さん方が、もうあと1年、2年でお払い箱になる、そんな悲しいことはないですよ。皆さん方は行政にいて、それで済まされるかもしれないけれども、相手の立場に立ったら、これは大変な問題ですよ。50歳というと、高校、大学生の子供を抱えて、あと1年2年で解雇されたらどうなると思いませんか。そういうことも含めて、行政の皆様方がもっと熱意・情熱をもってこの問題を解決に当たってもらいたい。もう、やむを得なくこういう人たちはこういう陳情を出してきているんですよ。皆さん方に今まで話し合いも持ったけれどももちがあかないということで、今回のこの陳情は我々議会に上げてきているんです。そういうことも踏まえて、しっかり検討して対応してください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

まず、乙第16号議案、乙第17号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 乙第16号議案、乙第17号議案は審議しましたとおり、特に乙第17号議案については、点数が600点中262点と極めて県民に説明できない点数であります。そして同じように乙第16号議案もかなり低い点数であり、同じ森林組合関係でありますので、これはきちんと選定をやり直すべきだと思い、私は反対します。

○玉城ノブ子委員長 ほかにありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 指定管理者の指定について議論をしましたが、極端に低い点数の際の採点・採択という基準が、そもそも県の指定管理者の要項ないし基準の中に盛り込まれていないというのは、疑義があるということもあり、乙第17号議案については、そこも含めた形で反対ということでございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかにありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 私は乙第16号議案、乙第17号議案一括して討論したいと思います。やはり点数制、野党の皆様方がそのことについて申し上げておりますが、目的は行革であり県直轄の運営よりも指定管理をして地域に幅広く利用活用ができるという目的もありますので、私は第16号議案、乙第17号議案に賛成の立場から討論やりたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかにありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第16議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城ノブ子委員長 挙手多数であります。
よって、乙第16号議案は、可決されました。
次に、乙第17号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城ノブ子委員長 挙手少数であります。
よって、乙第17号議案は、否決されました。
次に、乙第33号議案国営土地改良事業に係る負担金の徴収についてを採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。
よって、乙第33号議案は可決されました。
次に、乙第34号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についてを採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案は可決されました。

次に、陳情第135号及び第143号の2件を除く陳情13件の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第135号及び陳情第143号の2件を除く陳情13件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第135号及び陳情第143号の2件の採決を行います。

なお、ただいまの陳情2件については、座喜味一幸委員は採決に参加できませんので、退席を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、陳情第135号及び陳情第143号の2件の採決を行いますが、その前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第135号及び陳情第143号の陳情2件については、休憩中に御協議いたし

ました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員着席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情10件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど、採決いたしました陳情第170号雇用能力開発機構の職業能力開発機能の存続に関する陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び職業能力開発

業務の在続に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案・提出方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することなどで意見の一致を見た。）

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての独立行政法人雇用能力開発機構の形態及び職業能力開発業務の存続に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、海外視察調査日程（案）について協議した結果、案のとおり実施することで意見の一致を見た。）

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

海外の視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子